

官報

号外 平成二十年四月三日

○第百六十九回 衆議院會議録 第十六号

平成二十年四月三日(木曜日)

議事日程 第八号

平成二十年四月三日

午後一時開議

第一 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

第二 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別な措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

日程第一 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長宮腰光寛君。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○宮腰光寛君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(宮腰光寛君登壇)

本案は、我が国の蚕糸業をめぐる状況の著しい変化の中で、生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく蚕糸業の振興に資する仕組みが有効に機能しなくなってきたこと等にかんがみ、同法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、昨四月二日若林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行いました。質疑終了後、施行期日を公布の日に改めることを内容とする自由民主党及び公明党の共同提案による修正案が提出され、採決の結果、

本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第二、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

(東順治君登壇)

○東順治君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、企業における戦略的知的財産権の活用を促進する観点から、通常実施権等に係る登録制度の見直しを行うとともに、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を図る必要性があること

とから、拒絶査定不服審判請求期間の延長並びに特許及び商標に係る料金の引き下げ等を行うものであります。

本委員会においては、三月二十六日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月二日質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、地域再生法の一部を改正する法律案、日程第四、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中野清君。

地域再生法の一部を改正する法律案及び同報告書

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中野清君登壇)

○中野清君 たいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の概要について申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行うとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸し付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給等について定めるものであります。

また、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を定めるものであります。

両案は、去る三月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日増田国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、四月二日質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、両案は全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、地域再生法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍の地位に関する協定第二十四条について

の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍の地位に関する協定第二十四条について

の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長平沢勝栄君。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(平沢勝栄君登壇)

○平沢勝栄君 たいま議題となりました在日米軍駐留経費負担特別協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、我が国が在日米軍の維持に伴う経費を負担し、在日米軍の効果的な活動を確保するために、日米間の経費負担の原則を定めた日米地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講じようとするものであります。

平成十八年に締結された特別協定の効力は平成二十年三月三十一日までとされており、日米両国政府間で交渉が行われた結果、本年一月二十五日、東京において本協定の署名が行われました。本協定の主な内容は、

我が国は、平成二十年から平成二十二年の会計年度において、在日米軍等のために働く労働者の給与の支払いに要する経費及び在日米軍等が調達する光熱水料等の支払いに要する経費を負担すること、

我が国は、日本側の要請に基づいて、在日米軍の訓練が他の訓練場に移転された場合には、移転

に伴い必要となる追加的経費を負担すること、米国は、これらの経費の節約に一層努めること等であります。

なお、本協定は、平成二十三年三月三十一日まで効力を有することとなっております。

本件は、去る三月十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日外務委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十九日高村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十六日及び四月二日に質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、在日米軍駐留経費負担特別協定に反対の討論を行います。(拍手)

反対理由の第一は、本特別協定が日米地位協定第二十四条の原則に真つ向から反するものだからであります。

そもそも、地位協定第二十四条は、米軍の維持経費は「日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」と規定しています。我が国に負担義務は一切ありません。にもかかわらず、政府は、一九七八年、米側の要求にこたえ、思いやりと称して駐留経費の一部負担を始め、一九八七年からは本特別協定を締結し、地位協定からは全く説明のつかない経費を負担してきたのであります。暫定的、限定的、特例的と言いながら、従業員

手当、給与本体、光熱水料、訓練移転費へと次々と内容を拡大し、三十年にわたり負担を続けて、沖縄でも本土でも米軍基地とその機能強化を支えてきたのであります。これらの総額は五兆円を超え、米軍人軍属の給与以外のほとんどが日本側負担になっていきます。まさに至れり尽くせりであり、このような国は世界のどこにもありません。

政府は、駐留経費負担は日米安保体制の円滑かつ効果的な運用に重要な役割を果たしていると言明しますが、これでは日米安保条約が存続する限り特別協定は続けていくことになるではありませんか。福田総理は、昨年十一月の日米首脳会談で、同盟へのコミットメントは揺るぎない、しっかりと交渉させ、早期にまとめたいと表明するだけでした。

地位協定第二十四条の原則を踏みにじる特別協定の継続は、断じて容認できません。

第二に、本特別協定を含め、駐留経費の負担を続ける理由は、当初の政府の説明からしても成り立ちません。

昨年十一月、政府の財政制度等審議会でさえ、日米両国を取り巻く社会・経済財政情勢は大きく変わってきているとして、駐留経費の従来どおりの負担の継続は適当ではないと指摘しています。

政府は、一方では、巨額の財政赤字を理由に、国民生活予算を次々に削り、四月からは後期高齢者医療制度を強行し、新たな負担を押しつけているのであります。にもかかわらず、米軍には従来どおり思いやり予算を続けるなど、到底認められるものではないと、思いやる相手が間違っているという国民の声を政府は重く受けとめるべきです。

しかも、横須賀のタクシー運転手殺害事件、沖

縄の少女暴行事件など、米軍人による犯罪が頻発しています。基地ある限り、米軍犯罪はなくならないのであります。綱紀粛正では何の解決にもなりません。ましてや、このような米軍基地を支える思いやり予算を継続するなど、断じて許されません。

さらに重大なことは、政府が、米軍再編の名のもとに、米領土グアムでの米軍基地建設にまで負担を拡大しようとしていることです。米軍再編ロードマップの日米合意から二年、いまだに再編計画の全容も負担総額も国民に明らかにしないまま、三兆円とも言われる再編経費を負担するなど、もつてのほかと言わなければなりません。

こうした一連の米軍経費負担は、米戦略に基づき新たな拠点づくりを進め、日米軍事同盟を地球規模に拡大するものにほかなりません。絶対に容認することはできません。

最後に、思いやり予算と本特別協定はきつぱりと廃止し、米軍再編経費負担を直ちにやめることを強く主張し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇)

○照屋寛徳君 社会民主党・市民連合を代表して、在日米軍駐留経費負担特別協定について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

新特別協定を考える上で大事な点は、次のことでもあります。すなわち、我が国においては、最高法規である憲法を頂点とする憲法体系が、日米安保条約を頂点とする安保法体系によって侵食されていることでもあります。法体系の侵食ばかりか、国民の安全と生活すらも脅かされているのです。その安保法体系の一角を特別協定が占めてお

ります。反対理由の第一は、この特別協定で負担する経費が、日米地位協定第二十四条の原則を超えた、際限のない我が国の経費負担になっていることでもあります。

例えば、育児所、劇場、米軍人のアルコール中毒患者の施設建設費までも負担しております。年間約二百五十三億円の光熱水費のうち、嘉手納基地の年間光熱水費は、全町民が支払う料金の十倍以上にも達しております。

二〇〇八年度予算に占める在日米軍関係経費の日本側負担は、総額で約六千七百七十億円に上り、このうち千四百三十八億円が特別協定による負担となっております。国民の血税を使って、日本は現金自動支払い機とやゆされる巨額な財政負担を続ける必要など全くありません。

反対理由の第二は、米軍再編関係経費が約三兆円と予測される中、訓練移転費や提供施設整備費などの経費負担が続けられていることです。

もはや、思いやり予算と称される特別協定は、特例的、暫定的、一時的な措置から、一般的、固定的、永続的な義務へと変質しております。一方で、日米地位協定上、米側が負担すべき騒音裁判や労働関係裁判での敗訴賠償額は、分担支払いが履行されておりません。

財政事情が厳しき折、必要なのは、米軍への思いやりではなく、医療、教育、雇用、年金、社会保障など、国民への思いやりであることを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、電波法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣増田寛也君。

(内閣大臣増田寛也君登壇)

○國務大臣増田寛也君 電波法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波の有効利用の重要性はますます高まっております。そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加する等の必要があります。

これらが、今般、この法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電波利用料の用途として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調

整の事務を例示として追加するとともに、携帯電話や地上デジタル放送などの無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行うこととしております。

第二に、免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととしております。

第三に、国等について、電波利用料の徴収に関する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人等については、その規定を適用除外とし、または納めなければならない電波利用料の金額を減額することとしております。

第四に、電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようにする納付委託制度を整備することとしております。

第五に、携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件のもとで、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができるようにする制度を整備することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電波利用料の用途の範囲の見直しに関する改正規定は公布の日から、電波利用料の納付委託制度の整備に関する改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしてお

ります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) たいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小川淳也君。

(小川淳也君登壇)

○小川淳也君 民主党の小川淳也でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表し、たいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。(拍手)

早速本題に入りたいと思いますが、その前に、わずか二日前、歴史的な年度末を越えたばかりであります。国民生活が小麦を初めとした生活必需品の値上げに悲鳴を上げる中、高騰し続けたガソリン価格が劇的に低下し、長年無駄遣いを積み重ねてきた道路予算の見直しにも、ようやく本格的な見直しの機運が高まりました。しかも、これがほかならぬ国民の投じた一票の成果として生み出された政策転換であること、この事実の重みを同士の皆様、そして多くの国民の皆様とともにかみ

しめたいと思います。

同時に、今回少なからず生じた混乱の收拾はもとより、地球温暖化対策を初めとした新たな化石燃料課税のあり方についてはより本質的な議論を進める必要があります。その責任が一層増したと、多くの議員の皆様とともに自覚を深めたいと思

これに関連して、増田大臣にお尋ねをいたします。

福田総理は、先立つ会見の中で、道路特定財源の一般財源化を表明されました。大臣はこれを政府の統一見解として受けとめておられるか否か。

であれば、早々に閣議決定を行い、この見解に拘束力を持たせるべきと考えるが、いかがか。あわせて、道路特定財源維持に要望が強かった全国の自治体に対し、突然のこの変更を大臣はどのように説明されるのか、それぞれお伺いをいたします。

今回、課税当局の怠慢が大きな原因と言わざるを得ませんが、ガソリンスタンドの経営に少なからぬ御心配をおかけしたことは大変残念に思っております。十年前の酒税減税の際、古い仕入れ在庫を既に返品したものとみなすことで、小売店を無理な在庫調整や理不尽な値下げ競争に巻き込むこともなく、また、割高な過去の税負担を小売店にかぶらせることもありませんでした。たった一枚の国税庁長官通達によってこれをなしたので

す。

しかるに今回、ガソリン税の暫定税率の期限切れが早々に現実味を増していたにもかかわらず、政府は必要な手だてを講じようとしませんでした。たとえ与党の意思によるものであるが、そうでなからうが、あくまで国会の決定は国会の決定ではありませんか。事が課税権の行使となればなおさらのこと、いささかの政治的配慮も許さず、淡々と、過去の取り扱いに比しても公平に課税実務を遂行することが政府の務めと考えます。強く抗議をすることともに、一刻も早い通知の実現を要請いたします。この点、増田大臣の御見識を

改めてお聞かせください。

執行権を預かる政府として、与党が主導する国会の決定であろうと、野党の主張が原動力となつた国会の決定であろうと、何らかの差異がありませんか。その主導権の所屬を問わず、政府としては国会の決定に軽重、貴賤の別を設けてはならないと考えますが、基本的な御認識をお聞かせください。

それでは、電波法についてお尋ね申し上げます。放送事業者の電波使用料を引き上げる今回の改正案、ひとしく電波を使用していながら、民放キー局ではわずかに数億円の負担、これに対し、携帯電話事業者は数百億円とも言われる負担を求められ、やはり不満の声が聞こえてまいります。今回の放送事業者向け引き上げによつてもなお、全電波料の七割を携帯電話事業者に依存する構造に大きな変更はなく、この点、私は、放送局に対しても、その売り上げ規模や経済利益に見合う形で適正な水準の負担を求めていく必要があるかと考えますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

同時に、市場規模が十兆円を優に超える通信放送業界にあつて、納める電波料は総額でわずかに六百億円余り、これでは、国民共有の財産たる電波を特権的に利用している者の負担として果たして適正な水準と言えるか、むしろ、高い負担を求め、今まさに地上デジタル放送への移行に伴い多くの国民が負担を強いられている折、少しでもその負担軽減に充てることも一つの方策と考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

この貴重な電波を割り当てられた放送事業者の放送内容には、真実性、公序良俗に反しないこと

に加え、政治的な中立が確保されなければなりません。しかし、最近のテレビ番組には、特定党派の特定候補の活動を選挙との関連で独占的に報道するなど、看過できない番組構成も見受けられます。放送番組の政治的中立の確保を一層高める観点から、担当大臣としてどのように取り組まれるか、その具体策をお尋ねいたします。

先日、映画「靖国」の放映中止が大きく報じられました。背景にさまざまな議論はあるにせよ、やはり国会議員団が事前に試写会を要請したこと、これが一つの大きなきっかけになつたことは否めません。改めて、政治権力が表現内容や表現の自由に大きく影響しかねないこと、その潜在的な危険性をはらんでいること、我々一同心すべきと考えます。

個別の表現内容には踏み込まない一方で、やはり放送による表現の自由、多様性を確保していく観点から、さまざまな規制が存在することも事実です。その中には、いわゆるメディア集中排除原則があり、新聞、テレビ、ラジオの一体経営は本来禁止されているはずですが、

しかし、この規制、既に形骸化しているとの指摘も少なくなく、また、中央キー局による地域放送の支配は全国にまで行き渡っていることは周知の事実です。同時に、地域によつては、政治権力と報道機関が極めて近接している事例も間々見られ、こうした状態の放置は日本の民主主義の健全な発展にとつて決して望ましいものとは言えません。

今後、メディア集中排除原則を実効あるものとするためにどのように取り組まれるか、あわせて、政治家と報道機関とが適切な距離を保つためにどのような取り組みが必要か、総務大臣の御見

識をお伺いいたします。

本法案によれば、高層ビルや地下街、マンションなど携帯電話の電波が届きにくいエリアに、免許を受けた通信事業者以外の者、すなわちビルの管理人等が小型の中継基地局を設置できることとなつております。携帯電波の届かないいわゆる不感地域の解消に効果が期待される反面、やはり電波の不法傍受、盗聴等の防止策があわせて必要になると考えますが、具体策についてお伺いをいたします。

また、昨今、町の電気店では、明らかに盗聴用と目される電波の送受信機が自在に売買されている現実があります。これを大臣はどうごらんになり、規制を含めた対策の必要性についてどう考えられるか、御見解をお伺いいたします。

不感地域解消のためには、より強力な電波を発することも一つの方策と考えられますが、一方で、電磁波が人体に及ぼす影響については諸説あるのが現状です。この点、電波行政を担当される総務大臣としてはどのような認識をお持ちか、あわせてお伺いをいたします。

至るところで電波塔の建設が進む中、地元住民が鉄塔の建設反対、撤去運動を展開し、反対看板を設置するなど、地域が分断されている現状も間々目にいたします。携帯電話の普及そのものは大いに結構なことですが、こうした地域のトラブル防止、地域住民の理解を得るための取り組みが肝要と考えます。この点、総務大臣はどのように取り組み、事業者の指導に当たつておられるか、お伺いをいたします。

目覚ましい携帯電話の発展は、顧客の利便につながる一方、機種が多様さ、料金体系の複雑さが、わかりにくさ、不便さにつながっていること

も事実です。この点、総務省は、携帯ソムリエと呼ばれる資格制度の創設、検定試験の実施、資格認定などを支援することでありますが、現在、民間団体が行つていてこの事業、今後、間違つても総務省の新たな利権団体となり、税金の横流しや天下りの温床としてはならないと考えますが、この点、将来にわたる総務大臣の御決意をお伺いいたします。

今後、放送と通信がますます融合し、発展していくことをにらめば、情報通信分野に対しては、一方で積極的な公的関与を必要とする反面、やはり政治権力から適正な距離を保たねばなりません。この二律背反する二つの要請をうまく両立させていくことが必要となります。この点、我が党がかねてから主張してまいりました独立行政委員会形式による新たな放送通信行政機関の設置こそが最適な選択ではないかと考えますが、大臣の御認識をお伺いいたします。

さて、種々お尋ねをしておりますが、新年度を迎えた今、昨年の参議院選挙以来、その場しのぎで語られ続けてきた年金記録問題をめぐる政府の公約はあっさり破綻し、ほごにされました。日銀総裁人事をめぐっては、余りに唐突で調整能力の欠如した福田内閣の実態が明らかとなりました。今月からいよいよ、私どもが強く反対してきた後期高齢者医療制度が開始され、お年寄りが受け取る不確かな年金額からその保険料が天引かれることとなります。暫定、暫定と言いつつ三十四年間にわたつて漫然と徴収し続け、やつとの思いでその期限切れを果したこのガソリン税の暫定税率、これに対しても、与党は早々と再議決の力わざをちらつかせているようです。

この際、それもこれも含め、ぜひ選挙で国民の

信を問おうではありませんか。一刻も早い解散・総選挙を望むことはもとより、まずは当面する、今月二十七日、山口県第二選挙区で行われる衆議院の補欠選挙で堂々と国民の審判を仰ぐべきこと、そして、必ずやこの戦いに勝利し、暫定税率の廃止を確実なものとし、与党の力わざによる再議決を阻止すべきことを宣言して、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣増田寛也君登壇)

○国務大臣(増田寛也君) 小川議員からの御質問に順次お答えしてまいります。

まず、道路特定財源の一般財源化についてお尋ねがありました。

総理は、先般、与野党間の協議を進めるため、道路特定財源制度はことしの税制抜本改正時に廃止し、二十一年度から一般財源化するとの見解を示されたところであります。

これは、政府としての一致した見解であります。が、今後の具体的な対応については、国会における与野党間の協議の状況等を踏まえ検討していくこととなります。

また、地方団体への説明についても、国会における協議の状況等を踏まえて適切に対応してまいります。

次に、国会決定の認識等についてお尋ねがありました。

もとより、国会は国権の最高機関であり、その決定が最重要であることは当然であります。政府としては、政府提出法案の年度内成立を強くお願いしてきたところであります。

今回、御指摘のような在庫に対する税制上の措置は講じておりませんが、税率の特例措置の期限

切れを受け、国民生活や経済活動の混乱を最小限にすべく、政府として全力で取り組んでいるところであります。

なお、委員会での与野党協議の積み重ねによる法案修正や決議など、国会での御決定につきましては、これまでも真摯に受けとめて対応してきており、引き続き適切に対処してまいります。

次に、放送事業者に対する電波利用料の負担額についてお尋ねがありました。

電波利用料は、電波を放射する無線局全体の受益を直接の目的とする行政事務の処理に要する実費について、その受益者である免許人全体で負担する広義の手数料の性格を有するものであります。

したがって、売り上げや経済利益に応じて負担を求める性格のものではないと存じます。

次に、電波利用料の予算規模が適正な水準であるかについてお尋ねがありました。

ただいま申し上げましたとおり、電波利用料は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務の処理に要する実費について、その受益者である無線局免許人等全体で負担する広義の手数料の性格を有するものであります。

この行政事務にかかる費用の規模として、地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業を含めて、平成二十年度分で約六百七十四億円を見込んでおられるところであり、現在予定している行政事務にかんがみれば、その規模は適正な水準であると認識しております。

次に、放送番組の政治的中立の確保に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

放送番組編集の自由を規定した上で、政治的に公平であること等の番組基準を定め、また、放送事業者みずからが番組基準を策定し、これらに基づいて放送事業者の自主自律により番組編集を行い、放送番組の適正を図る仕組みとなっております。

したがって、まずは、各放送事業者において、放送の持つ高い公共性と社会的責任を自覚した放送が行われることを期待したいと考えております。

次に、マスメディア集中排除原則のあり方、政治権力と報道機関の関係についてお尋ねがありました。

マスメディア集中排除原則は、放送の多元性と多様性を確保する観点から、放送による表現の自由をできるだけ多くの者が享受できるようにするため、原則として、一の者が支配できる放送事業者の数を一に制限するものであります。

マスメディア集中排除原則については、これまでも適時適切に見直しを行ってきたところでありますが、今後も、メディアを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

また、政治権力と報道機関の関係であります。放送については、先ほどお答えいたしましたように、基本的には、放送事業者の自主自律により放送の政治的公平性の確保が図られるべきものと考えております。

次に、利用者が設備を運用する携帯電話の盗聴の危険性についてお尋ねがありました。

今回、利用者による運用を可能とする小型基地局については、通信内容の秘匿措置が講じられなければならない制度を適用することや、通信内容

を復元しにくい符号化する方法がとられることから、盗聴が困難となります。

したがって、今回の法改正により利用者が小型基地局を運用することになっても、盗聴の危険性が増すことはないと考えております。

次に、盗聴器と目される送受信機に関するお尋ねがありました。

御指摘のとおり、盗聴器と目される送受信機が販売されている現状は認識しております。不法無線機器を把握した場合には、販売店に対して販売の中止を要請するなどの対応をとるとともに、国民に対する適正な機器に関する周知啓発にも取り組んでおります。今後これらの対策に鋭意努めてまいります。

次に、電磁波が人体に及ぼす影響に関するお尋ねがありました。

電磁波の人体への影響については、国際非電離放射線防護委員会等の国際機関が、安全面から見た国際ガイドラインを策定しております。総務省としても、電波の人体への影響に関する調査を行っており、人体の保護のため、国際ガイドラインを参考に、広く医学者等からの御意見も踏まえ、電波の安全基準を定めているところであります。

次に、基地局建設に関する地元住民の理解についてお尋ねがありました。

携帯電話基地局の建設については、地元住民の理解が得られるよう、周辺住民へ基地局設置の事前周知を図ること、あわせて、携帯電話基地局の電波の安全性についてわかりやすい形で周知することなどを、総務省として携帯電話事業者に対して要請してきているところであります。

次に、携帯電話販売員向けの検定試験に対する

総務省後援についてお尋ねがございました。

総務省は、営利を目的としない民間団体が実施する携帯電話販売員向けの検定試験について、これが公正中立に実施される場合、申請に基づき後援することとし、去る二月、その運用方針を公表したところであります。

本運用方針に基づき承認を受けた民間団体は、検定試験の実施に当たり総務省後援の名義を使用することができませんが、検定試験の受験を販売員等に強制するものではなく、また、補助金等を交付するものでもございません。

今後とも検定試験への後援を適正に実施し、販売員の資質向上により、消費者が正確な情報に基づいて携帯電話サービス等を選択できる環境の整備を図ってまいります。

最後に、情報通信分野において独立行政委員会形式の新たな機関を設置することについてお尋ねがありました。

我が国は議院内閣制を採用しており、内閣の一員である各省大臣が責任を持って行政を執行することが原則となっております。

特に情報通信分野は、技術革新が激しく、迅速な対応が求められる分野であることから、能動的な行政判断が必要であります。機動的、一体的、総合的な対応を可能とする独任制の省の形態により、大臣が責任を持って行政を執行する体制が適当と考えます。

実際にも、現在の体制のもと、世界で最も速くて安いブロードバンド環境の実現、デジタル放送の進展などの大きな成果を上げているところであります。

引き続き、行政として当然求められる公平性と積極的な公的関与の両立を図ってまいります所存であります。

ります。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十九分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 増田 寛也君
- 外務大臣 高村 正彦君
- 農林水産大臣 若林 正俊君
- 経済産業大臣 甘利 明君
- 総務副大臣 佐藤 勉君

○議長の報告

(通知書受領)

- 一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律
- 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律
- 関税定率法等の一部を改正する法律
- 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律
- 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律

一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る一日、内閣から次の報告書を受領した。自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成十九年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成十九年防衛庁及び防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(理事補欠選任)

一、昨二日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 三原 朝彦君(理事山口泰明君昨二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

- 辞任 関 芳弘君 補欠 安井潤一郎君
- 安井潤一郎君 補欠 関 芳弘君
- 財務金融委員 辞任 谷本 龍哉君 補欠 梶山 弘志君

林田 彪君 竹下 亘君

菅木 竜三君 三谷 光男君
梶山 弘志君 谷本 龍哉君
竹下 亘君 林田 彪君
三谷 光男君 菅木 竜三君

議院運営委員

- 辞任 亀岡 偉民君 補欠 松本 文明君
- 保坂 展人君 日森 文尋君
- 松本 文明君 亀岡 偉民君
- 日森 文尋君 保坂 展人君
- 辞任 森山 眞弓君 補欠 白井日出男君
- 白井日出男君 森山 眞弓君

一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

- 辞任 遠藤 武彦君 補欠 御法川信英君
- 木原 誠二君 伊藤 忠彦君
- 中森ふくよ君 西本 勝子君
- 西村智奈美君 郡 和子君
- 石井 啓一君 谷口 和史君
- 伊藤 忠彦君 木原 誠二君
- 西本 勝子君 中森ふくよ君
- 御法川信英君 遠藤 武彦君
- 郡 和子君 西村智奈美君
- 谷口 和史君 石井 啓一君

官 報 (号 外)

外務委員

辞任

補欠

猪口 邦子君	木原 稔君	篠田 陽介君	鈴木 馨祐君	御法川信英君	山内 康一君	田中眞紀子君	野田 佳彦君	松原 仁君	笠井 亮君	渡辺 周君	亀岡 偉民君	木原 稔君	永岡 桂子君	馬渡 龍治君	盛山 正仁君	川内 博史君	山口 壯君	赤嶺 政賢君	安井潤一郎君	松木 謙公君		
大塚 拓君	馬渡 龍治君	小川 淳也君	松木 謙公君	今津 寛君	小里 泰弘君	渡部 篤君	飯島 夕雁君	金子 恭之君	北村 茂男君	齊藤斗志二君	大串 博志君	高井 美穂君	橋本 岳君	稲田 朋美君	杉田 元司君	平 将明君	長島 忠美君	西銘恒三郎君	福岡 資麿君	馬渡 龍治君	菊田眞紀子君	松野 頼久君
井上 信治君	木原 誠二君	岡本 充功君	三井 辨雄君	西銘恒三郎君	福岡 資麿君	橋本 岳君	平 将明君	稲田 朋美君	杉田 元司君	馬渡 龍治君	松野 頼久君	菊田眞紀子君	長島 忠美君	金子 恭之君	北村 茂男君	飯島 夕雁君	渡部 篤君	今津 寛君	小里 泰弘君	齊藤斗志二君	高井 美穂君	大串 博志君

厚生労働委員

辞任

補欠

井上 信治君	大塚 拓君	馬渡 龍治君	小川 淳也君	松木 謙公君
近藤三津枝君	片山さつき君	原田 憲治君	西本 勝子君	補欠
清水清一朗君	北村 茂男君	松本 洋平君	北村 洋平君	若宮 健嗣君
牧原 秀樹君	松本 洋平君	平口 洋君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
北村 茂男君	平口 洋君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
西本 勝子君	長島 忠美君	田中 良生君	田中 良生君	田中 良生君
原田 憲治君	田中 良生君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
平口 洋君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
田中 良生君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
長島 忠美君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
松本 洋平君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君
若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君	若宮 健嗣君

農林水産委員

辞任

補欠

一、去る三月三十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

（議案提出）

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出）

（議案付託）

一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号）

法務委員会 付託

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第二三三号）

農林水産委員会 付託

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（内閣提出第三三三号）

経済産業委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）

以上二件 厚生労働委員会 付託

（議案送付）

一、去る三月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出）

（議案送付）

一、去る三月三十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案

一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(質問書提出)
一、去る三月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
米価対策の一環として政府が行った米処理計画の是非に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

年金記録問題の「解決」に関する質問主意書(山井和則君提出)
ねんきん特別便と認知症に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高速道路の無料化に関する再質問主意書(岩國哲人君提出)
酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問主意書(小川淳也君提出)

質問主意書(鈴木宗男君提出)
国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問主意書(日森文尋君提出)
旧令共済組合の取扱いに関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

道路特定財源の一般財源化に関する質問主意書(岡本充功君提出)
後期高齢者医療制度に関する質問主意書(岡本充功君提出)

知的障害者手帳の共通化に関する質問主意書(高井美穂君提出)
別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問主意書(高井美穂君提出)
文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)
一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員武正公一君提出在日米軍基地内ゴルフ場施設の利用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員平岡秀夫君提出サブプライム・ローン問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平岡秀夫君提出政府系ファンド問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岩國哲人君提出金融政策に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員岩國哲人君提出デノミネーション実施に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出年金記録相談等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出霞が関埋蔵金の有無に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出政府広報(後期高齢者医療制度のお知らせ)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十年三月二十一日提出
質問 第二〇八号
在日米軍基地内ゴルフ場施設の利用に関する質問主意書
提出者 武正 公一

一 在日米軍基地内に所在するゴルフ場施設の全名称を明らかにされたい。
二 在日米軍から防衛省及び自衛隊に貸与されている基地内ゴルフ場の会員証のうち記名のもの

官報(号外)

は誰に貸与され、無記名のもはどこに何枚貸与されているのかを明らかにされたい。

三 防衛省及び自衛隊職員過去の五年間の年度毎総利用回数及び人数を示されたい。

四 防衛省及び自衛隊職員以外の国家公務員の利用数を右三に準じて示されたい。

五 在日米軍人以外の者が施設を利用する際の利用料を記名・無記名別に施設毎に明らかにされたい。

六 右五の施設利用料の使途は、どのようにされているのか明らかにされたい。

七 以上の実態を踏まえ、在日米軍基地内ゴルフ場の利用実態及び利用料使途の適否につき、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一六九第二〇八号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員武正公一君提出在日米軍基地内ゴルフ場施設の利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員武正公一君提出在日米軍基地内

ゴルフ場施設の利用に関する質問に対する

答弁書

一について

米側からは、米軍の施設及び区域に所在する

ゴルフ場の名称について、三沢飛行場に所在するものはゴサーメモリアルゴルフコース、多摩サービス補助施設に所在するものは多摩ヒルズゴルフコース、横田飛行場に所在するものは

パースリーゴルフコース、厚木海軍飛行場に所在するものは厚木ゴルフコース、キャンプ座間

に所在するものはキャンプ座間ゴルフコース、岩国飛行場に所在するものはトリイパインズゴ

ルフコース、奥間レスト・センターに所在するものはハプリングスゴルフコース、嘉手納飛行場に所在するものはパニヤンツリーゴルフコー

ス、キャンプ瑞慶覧に所在するものは泡瀬メドウズゴルフコース、嘉手納弾薬庫地区に所在するものは知花ゴルフコースであると聞いてい

る。二について 防衛省として、御指摘の「会員証」について、防衛省の職員が現時点において所持しているという事実は把握していない。

三及び四について お尋ねについては、関係する情報を取りまとめた資料が存在せず、また、新たに調査を行

いた資料が得るためには膨大な作業を必要とすることから、お答えすることは困難であ

る。五について 米側からは、米軍の構成員以外の者が米軍の施設及び区域に所在するゴルフ場を利用する際

の利用料は、平日においては十八ホールで、おむね八千五百円から一万一千円まで、週末においては十八ホールで、おむね一万一千円から一万三千円までであると聞いている。

なお、米側によれば、現在、無記名の会員証は発行していないとのことである。

六について 米軍の施設及び区域内のゴルフ場施設の利用料については、米側から、ゴルフ場施設の維持管理に使用されるほか、託児所や図書館の催し

等の福利厚生のための活動に使用されるとの説明を受けている。七について 米軍の施設及び区域内のゴルフ場施設等の福利厚生施設は、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の福祉、士気及び能率を維持することを目的として設立・運営されているところ、御指摘のゴルフ場施設は、その利用及び利用料の使途を含め、かかる目的に従い管理運営が行

われているものと認識している。平成二十年三月二十一日提出 質問 第二〇九号 外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書

課で勤務していた外務省職員の中に、外務省HPに掲載されている外務省幹部名簿等、外務省職員以外の一般人でも容易に閲覧することが可能であるものに、その氏名が記載されている者はいるか。いるのなら、その官職氏名を全て明らかにされたい。

二 外務省においては、各職員の外務省入省後の経歴をまとめた外務省職員名簿があると承知する。それを見れば、現在外務省幹部名簿に氏名が記載されている者のうちどの者が以前報道課に務めていたかについて明らかにすることは可能であり、「前回答弁書」にある様に「確認」についての記録が作成されていないことを理由に一の問いに答えられないとするのは全く理由にならないと思料する。「前回答弁書」では、一の問いに対して何ら明確な答弁がなされていないところ、外務省が一の問いに答えられない理由があるのなら、その法的根拠について説明されたい。

三 「確認」が行われた時に、外務省大臣官房長、監察査察官、官房審議官、官房参事官、大臣官房長補佐、大臣秘書官、考査・政策評価官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課長、会計課長、在外公館課長の大官官房幹部の職に就いていた者の氏名をそれぞれ明らかにされたい。もし「確認」が行われた時期を明確に特定できないと外務省が言うのなら、外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する

質問主意書(平成十八年四月二十七日提出質問第二四二号)が提出されてから本年三月二十一日現在までの間に、右の任に就いていた者の氏名を全て挙げられたい。

四 本年二月五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第三一号)によると、外務省において記録が作成されていない案件についての質問に対し、外務省職員が記憶に基づいて答弁することを禁ずる内規はないとのことである。その一方で、①「確認」が行われた日にち、②「確認」を行った人物、③「確認」の対象となつた人物の官職氏名、④③の人物の回答内容の四点について、記録が作成されていないのは承知しているため、外務省大臣官房所属職員の記憶に基づいて①と②だけでも明らかにする様これまで重ねて求めているのに、「前回答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていないのは、右四点について外務省大臣官房所属職員の誰一人として既に記憶にないということか。明確な答弁を求める。

五 「確認」を行った責任者は、三に挙げた当時の外務省大臣官房幹部のうち誰か。
六 「記述」の中に「一九八八〜八九年、在ソ連邦日本大使館政務班で筆者の直属の上司は原田親仁氏(現欧州局長)だった。当初、一等書記官だった原田氏はプレスアタッシェ(報道担当官)をつとめ、日本から外務大臣が訪問する際の同行記者団のアテンドを担当した。同行記者団に

は幹事がいるが、原田氏から、『大使館の管理班(日本からの来客に対する便宜供与や現地人スタッフの労務管理を担当する班)に行つて、大使館の用箋の左上にEmbassy of Japan, Moscowと書かれているレターヘッドの右下に、他人に見られないようにスタンプを押して書類を作つてこい』と命じられた。筆者が『口上書(外交上の公式文書)に用いる文書班が保管する公印でなくていいのですか』と質すと原田氏は『口上書用のスタンプではなく会計班のスタンプにするんだ』と明示的に指示した。筆者が指示された通りの書類を作り、封筒に入れて原田氏に渡すと、原田氏はこの封筒の中身を確認し、『これでもいいよ。サンキュー』と筆者に告げた。後、幹事社の記者に封筒を渡していた。」と、佐藤優氏と原田親仁欧州局長による、「白紙領収書」作成を巡る当時のやりとりが詳細に書かれていることについて、「前回答弁書」を含むこれまでの答弁書では「確認されていない」の一点張りだが、「確認されていない」とは具体的にどの様な意味を指すのか。例えば本年二月二十九日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第九八号)では、「先の質問主意書(平成二十年一月三十日提出質問第四〇号)が提出されてから武藤頭外務省欧州局ロシア課長が、電話にて御指摘の者に確認を行ったところ、御指摘の者から、御指摘のような事実は記憶にない旨の回答があった。」と、確認に対する本人の回答が具

体的に示されている。当方が求めているのも右答弁にある様な、原田局長の「確認」に対する具体的な回答内容であるところ、「確認」に対して原田局長はどの様に回答したのか、明確に示されたい。

七 六で、もし原田局長の回答内容についての記憶が、外務省大臣官房所属職員の中で既に失われているのなら、その旨答弁されたい。

八 「調査」の中に「記述」を書いた佐藤優氏が含まれていないことにつき、「前回答弁書」でも「御指摘の者が「確認」の対象に含まれていない理由を含め、記録は作成されておらずお答えすることとは困難である。」との答弁がなされているが、ではなぜ佐藤優氏が「確認」の対象から外されたのか、その理由を外務省大臣官房所属職員の記憶に基づき説明されたい。

九 八で、もし佐藤優氏が「確認」の対象から外された理由についての記憶が、外務省大臣官房所属職員の中で既に失われているのなら、その旨答弁されたい。

十 佐藤優氏は「記述」の中で、「白紙領収書」作成の事実関係について、原田局長と刺し違えてでも公の場で真実を明らかにしたい旨述べているが、右の佐藤優氏の呼びかけに原田局長並びに外務省はどの様に応えるか。

十一 一般に、ある事案についての真実を確かめる際には、その事案は正しいと主張する者と、正しくないと主張する者両方の言い分を聞いて

官 報 (号 外)

判断を下すのが公平で公正なやり方であると考
えるが、「確認」に佐藤優氏が含まれていないの
はいかにも不自然であると思料する。佐藤優氏
が「確認」の対象に含まれていない理由につい
ても、外務省は記録を作成していないのでわか
らないと言いが、現職の外務省職員でありな
ら「記述」にある様に詳細に「白紙領収書」作成にま
つわるやり取りを明らかにしている佐藤優氏
を、外務省が「確認」の対象にしなかったのは適
切か。高村正彦外務大臣の見解を示されたい。

十二 「前回答弁書」を含む「白紙領収書」につい
てのこれまでの答弁書に、麻生太郎、町村信孝、
高村正彦歴代外務大臣はきちんと目を通してい
るか。

十三 「前回答弁書」を含む「白紙領収書」につい
てのこれまでの答弁書は、当方の質問の趣旨に正
確に答えた、誠意あるものであるか。高村外務
大臣の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第二〇九号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙
領収書作成についての質問に対する外務省の対
応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における
白紙領収書作成についての質問に対する外
務省の対応に関する第三回質問に対する答
弁書

一から十三までについて

先の答弁書(平成二十年三月十四日内閣衆質
一六九第一四六号)の一から五までについて等
で累次にわたってお答えしているとおり、お尋
ねの「確認」に係る事項については、外務省によ
る同行記者団に対する白紙領収書の供与に関す
る質問主意書(平成十八年四月二十七日提出質
問第二四二号)が提出されて以降、外務省大臣
官房において当時報道課で勤務していた職員を
中心に聞き取り等の調査を行い、また、御指摘
の局長に確認した結果、御指摘の「白紙領収書」
が作成された事実は確認されていない。これ以
上の調査の内容については、御指摘の者が「確
認」の対象に含まれていない理由等を含め、記
録は作成しておらずお答えすることは困難であ
る。外務省として既に調査を行っていることか
ら、改めて調査を行う考えはない。これまでの
答弁書については、外務省内で大臣の決裁を経
た上で、閣議決定しており、外務省として、御
質問の趣旨を踏まえ、誠意をもって答弁してい
るものと認識している。

平成二十年三月二十一日提出
質問 第二一〇号

外務省における裏金組織についての質問に對
する外務省の対応に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省における裏金組織についての質問に
對する外務省の対応に関する第三回質問主
意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第九七号)を踏ま
え、再質問する。

一 一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存
在すると言われてきた、任国の法令に違反する
形で大使館員の私用車をルーブルで売却し、外
貨に換金する「ルーブル委員会」なる裏金組織
につき、外務省内で行われた聞き取り調査(以
下、「調査」という。)について、前回質問主意書
で「調査」の対象となった当時在ロシア日本国大
使館(以下、「大使館」という。)に勤務していた
者のうち、現在外務省の幹部職に就いており、
個人情報及びプライバシーを侵害しない範囲
で、例えば外務省HPに掲載されている外務省
幹部名簿等でその氏名が記載されている者の氏
名を全て明らかにされたい。前回質問主意書で
同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何
ら明確な答弁がなされていないところ、再度質
問する。

二 外務省においては、各職員の外務省入省後の

経歴をまとめた外務省職員名簿があると承知す
る。それを見れば、現在外務省幹部名簿に氏名
が記載されている者のうち、どの者が以前「大
使館」に勤務していたかについて明らかにする
ことは可能であり、「前回答弁書」にある様に
「確認」についての記録が作成されていないこと
を理由に一の問いに答えられないとするのは全
く理由にならないと思料する。外務省が一の問
いに答えられない理由があるのならば、その法
的根拠について説明されたい。

三 「ルーブル委員会」に関するこれまでの答弁書
からすると、「調査」が行われたのは二〇〇五年
十月十七日から二十日までの間になると思料す
るが、右の認識に誤りはないか。確認を求め
る。

四 三の認識に誤りがなければ、二〇〇五年十月
十七日から二十日までの間に、外務省大臣官房
長、監察巡察官、官房審議官、官房参事官、大
臣官房長補佐、大臣秘書官、考査・政策評価
官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課
長、会計課長、在外公館課長の大官官房幹部の
職に就いていた者の氏名をそれぞれ明らかにさ
れたい。三の認識に誤りがあるのなら、また
「調査」が行われた時期を明確に特定できないと
外務省が言うのなら、在モスクワ日本国大使館
における裏金問題に関する質問主意書(平成十
七年十月十一日提出質問第一四号)が提出され
てから本年三月二十一日現在までの間に、右の

任に就いていた者の氏名を全て挙げられたい。
五 四の大臣官房幹部のうち、「調査」の担当責任者は誰か。

六 本年二月五日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第三二一）によると、外務省において記録が作成されていない案件についての質問に対し、外務省職員が記憶に基づいて答弁することを禁ずる内規はないとのことである。その一方で、記録が作成されていないのは承知した上で、外務省大臣官房所属職員の記憶に基づき、「調査」の担当責任者は誰かを明らかにする様、これまで重ねて求めているのに、「前回答弁書」でも何ら明確な答弁がなされていないのは、外務省大臣官房所属職員の誰一人として既に「調査」の記憶がないということか。明確な答弁を求める。

七 「調査」についての記録を作成しないと決定したのは、四で挙げた幹部職員のうち誰か。外務省大臣官房所属職員の記憶に基づいた答弁でも当方は構わないところ、右の問いに対して答弁することを求める。

八 「ループル委員会」の存在を公の場で訴えており、しかも現職の外務省職員である佐藤優氏を「調査」の対象に含めないと決定したのは、四で挙げた幹部職員のうち誰か。外務省大臣官房所属職員の記憶に基づいた答弁でも当方は構わないところ、右の問いに対して答弁することを求める。

九 二〇〇六年六月六日に行われた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、鈴木宗男衆議院議員の質疑に対して原田親仁欧州局長は、「この問題は、既に組織として十分に調査した上で、閣議決定を経た答弁書でお答えしてあるわけでございます」と、「ループル委員会」について答弁しており、右の答弁は衆議院の公式な議事録として保存されていると承知するが、答弁にある「ループル委員会」について「組織として十分に調査した」とは、外務省として「調査」を十分に行つたという意味であると理解して良いか。確認を求める。

十 九の答弁にある「組織として十分に調査した」とは、外務省においてどの様な方策によつて、どの程度徹底して「調査」が行われたというのか、具体的に説明されたい。

十一 外務省が「調査」を十分に行つたのに、それを記録した文書を作成しなかつたのはなぜか。
十二 外務省が「調査」を十分に行つたというのなら、現職の外務省職員でありながら「ループル委員会」の存在を公の場で訴えている佐藤優氏を「調査」の対象に含め、佐藤優氏に対して徹底的に聞き取りを行うべきであつたと考えるが、なぜ外務省はそうしなかつたのか。

十三 「調査」は外務省により十分に行われたと考えるか。高村正彦外務大臣の見解を示されたい。
十四 実際は「調査」は全く十分には行われておら

ず、外務省は組織として「ループル委員会」の存在を隠し通す考えでいると思料するが、高村外務大臣の見解を示されたい。

十五 「ループル委員会」という、かつて「大使館」において裏金を作る悪しき仕組みが存在したことを明らかにすることは、裏金作りに手を染めた外務省職員を放逐し、外務省という組織の浄化を図る上で必要なことであると考えるところ、外務大臣として、「調査」をやり直す様、大臣官房に命ずる考えはあるか。高村外務大臣の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一六九第二二〇号
平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一から十五までについて

先の答弁書（平成十八年一月三十一日内閣衆質一六四第八号）等でお答えしているとおり、

御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）が提出されて以降、大臣官房において当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行い、その結果については、衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）等において答弁している。調査の結果、「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されておらず、また、既にお答えした以上の調査の内容については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。

外務省としては、調査は適切かつ十分に行われたと考えており、御指摘の者に対する調査を含め、改めて調査を行う考えはない。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一一一 号

サブプライム・ローン問題に関する質問主意書
提出者 平岡 秀夫

サブプライム・ローン問題に関する質問主意書
一 二〇〇七年九月二十日に、民主党財務金融部

門会議において、金融庁から受けた説明では、「サブプライム・ローン問題の影響は軽微」とのことだったが、その後の状況を見ると金融庁の見方は間違っていたのではないか。何故、読み違ったのか。

2 巷では個別金融機関の名前を挙げての、信用不安説も流れているが、当局ほどの程度、サブプライム・ローン問題の各金融機関に対する影響を把握しているか。

3 サブプライム・ローン問題に係わる信用不安等の風説の流布に対してどのように対処しているか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二二二号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出サブプライム・ローン問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出サブプライム・ローン問題に関する質問に対する答弁書

1 について

昨年九月に開催された御指摘の民主党財務金融部門会議においては、金融庁より、我が国の金融機関が保有するサブプライム・ローン関連

の証券化商品等の額は、全体として、これら金融機関の期間利益や自己資本の厚み等に比べて相対的に小さいことから、その影響は限定的と考えている旨の説明を行ったところである。

その後、米国のサブプライム・ローン問題を契機とする国際的な市場の混乱により、サブプライム・ローン関連の証券化商品以外の幅広い金融商品等の市場や欧米の金融機関の経営状況にも影響が拡大しているが、金融庁としては、現時点において、こうした金融市場の混乱が、直接我が国の金融システムに深刻な影響を与えるような状況にあるとは考えていない。

しかしながら、今後、警戒の水準を更に高めつつ、金融機関のリスク管理の状況や金融市場の動向等について、海外の関係当局とも連携しながら、注視していく所存である。

2 について

金融庁としては、サブプライム・ローン問題に限らず、金融機関が適切にリスク管理等に取組むことが重要と考えており、このような観点から、金融機関等からヒアリング等により日常的に情報収集を行い、その中で各金融機関への影響についても適時の把握に努めているところである。

3 について

金融庁としては、各金融機関に対してサブプライム・ローン関連の証券化商品等による影響の適時適切なディスクロージャーを促している

ところである。

また、各金融機関が風説の流布等のいわゆる風評リスクに備える的確なリスク管理態勢を構築し、適時適切なディスクロージャー等を行うことが重要と考えており、金融庁が定めた「主要行等向けの総合的な監督指針」等においても、風評の発生時における本店各部及び営業店の対応方法等の整備状況等を監督上の着眼点として掲げているところである。

なお、証券市場における風説の流布等については、証券取引等監視委員会が幅広く日常的な監視を行っており、その中で市場の公正性を害すると疑われるような事例が認められた場合には、同委員会において詳細な分析等を行い、適切な対応に努めているところである。

平成二十年三月二十四日提出

質問 第二一 二二 号

政府系ファンド問題に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

政府系ファンド問題に関する質問主意書

1 政府系ファンドは、国策の色彩が濃く上に資産規模も大きく、また、運用状況や運用方針を公表していないなど不透明な部分が多く、規制や監視が必要だとの声がある。今後、わが国としては、この政府系ファンド問題については、どのような方向で対処していく考えか。規制す

る方向か、放置する方向か。

2 何らかの規制をするとした場合、政府系ファンド活動の透明性をどのように確保していく考えか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二二二号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出政府系ファンド問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出政府系ファンド問題に関する質問に対する答弁書

1 及び 2 について

いわゆる政府系ファンドに対する規制や監視の在り方については、国際通貨基金や経済協力開発機構において、透明性確保の観点も含め、政府系ファンドの組織構造、リスク管理、説明責任等及び投資受入国の投資受入れに関する政策についての最良慣行の策定に向けた検討作業が進められているものと承知している。政府としては、このような国際的な議論の動向を注視しつつ、我が国としての対応についても検討してまいりたい。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一三三号

金融政策に関する再質問主意書

提出者 岩國 哲人

金融政策に関する再質問主意書

政府としては、日本銀行において、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府とマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、適時適切な金融政策が行なわれることを期待しているとのことである。

与党の自由民主党が「暮らしに安心」とのキャッチ・コピーを掲げ、企業収入から家計収入に軸足を移した政治姿勢を打ち出しておられる。

したがって、経済財政担当大臣を中心に低金利政策の家計への影響についてどのような調査・分析を行なっておられるか明らかにするため、次の事項について質問する。

- 一 仮に、超低金利政策（一九九九年二月から二〇〇〇年八月までのいわゆるゼロ金利政策とそれに続く金利設定政策、以下同じ）が実施されず、一九九三年度の金利が二〇〇七年度まで継続して維持されたらと仮定した場合、一九九三年度からの十五年間の家計所得の総額が実際の総額よりいくら上回るか、その金額を再度質問する。

この試算においては、二〇〇五年一月二十八日の衆議院予算委員会における福井俊彦参考人の

の答弁と同様の方法によっていただきたい。

具体的には、「国民所得統計に基づき、日本の家計の受取利子の過去十五年間の毎年の受取利子の減少額の累計」によるものとする。

なお、福井参考人の答弁によると二〇〇五年一月二十八日までの十年間の累計減少額は百五十四兆円とのことである。

また、これに類似する試算として、福井日本銀行総裁（当時）は、二〇〇七年三月二十二日の参議院財政金融委員会において、バブル崩壊後の超低金利により家計が失った金利収入の累計が三百三十一兆円に上るとの試算を明らかにしている。

二 「金利の引下げによる経済活動の活発化を通じて雇用者報酬が増加し、マクロ経済全体として内需を拡大すること」に、右の超低金利政策がどの程度貢献したか、試算を行なったことがあるか。

行なったことがあれば、その試算額をお示し願いたい。

また、行なったことがないとするならば、いかなる理由で行なつたことがないのか。

三 国際決済銀行（BIS）が二〇〇七年六月二十四日に公表した年次報告書（〇六〇七年度版）には、「日本からの資金流出は世界各地で歓迎されざる効果を及ぼしている」旨の指摘がなされている。

伝統的に、通貨政策は各国の主権に関わる事

項とされ、このような指摘がなされることは例外的と言いが得るが、超低金利政策によって、円が通貨売買の対象となる（いわゆる円キャリー・トレード）割合の増加が内需・家計へ及ぼす影響について、いかに考えているか。

四 家計所得に占める利子所得につき、家計が受け取った利子所得の総額は、一九九〇年度は約三十九兆円だったが、二〇〇三年度には約五兆円に激減している。この三十兆円を超える減少額は、世帯あたりでは年間六十万円以上の利子収入が減少したことになり、これは個人消費額の十％以上に相当する額である。

米国においては、利子所得は家計所得の約十％の額で推移しているが、日本においては、超低金利政策実施前には米国と同様に約十％だったものが、現在では約一％である。

このような状況が、内需に及ぼす影響について、いかに考えるか。

また、推計があれば、適宜数値を挙げてお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第二二三号
平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出金融政策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員岩國哲人君提出金融政策に関する再質問に対する答弁書

一について

家計所得の試算については、先の答弁書（平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一六八号）一について述べたとおり、経済状況等をどのように想定するかによって結果が異なることから、一概にお答えすることは困難であるが、内閣府の国民経済計算において公表されている平成五年度から平成十八年度までの数値を用い、御指摘の方法により機械的な計算を行えば、平成五年度の家計の利子受取額が平成六年度以降も同額で続いたと仮定した場合の家計の利子受取総額は、実際の額を約二百九兆円上回る。

二について

政府としては、御指摘の試算を行ったことはないが、内閣府の年次経済財政報告等では金融政策や金利変動の経済への影響等についての分析を行っているところである。

三について

「超低金利政策」の期間においては、内外金利差の拡大を背景とした為替取引も活発になったと考えられているものと認識しているが、為替取引が国内の需要や家計にどのような影響を及ぼしたかについては一概に述べることは困難である。

四について

御指摘の「内需に及ぼす影響については、先の答弁書二についてでお答えしたとおり、一般論としては、金利の引下げによって金融が緩和されれば、家計の財産所得の受取の増加が抑制される一方、設備投資や住宅投資が増加するなど経済活動の活発化を通じて雇用者報酬が増加すると考えられ、マクロ経済全体としては内需を拡大する方向に働くものと考えている。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一四号

デノミネーション実施に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

デノミネーション実施に関する質問主意書
通貨の呼称・計算単位を百分の一、千分の一などに切り替える、いわゆるデノミネーション(デノミ)の実施については、景気浮揚効果が得られるという主張や、当該通貨の国際的地位の向上につながるという主張、株価対策として有効だという主張などがある。

また、国家財政の負債が増加することにより、対外的な通貨価値が下落した場合にもなされている。

日本では、一九四六年に戦後インフレの鎮静策の一環として、新円切り替えが行われ、ドイツでは一九二三年にハイパーインフレ対策として、ドゴール政権下のフランスでは一九六〇年に国威発揚の一環として行われた。

今後デノミネーション実施が議論される可能性は高いと考えられ、その実施の可否等について、政府の見解を質すため以下質問する。

一 現在までに、デノミネーション実施について検討をしたことはあるか。

ある場合、いかなる施策を検討していたか。

二 デノミネーション実施の意義についていかに考えるか、各種経済効果等につき適宜数値を挙げて示されたい。

例えば、鳩山邦夫現法務大臣は、一九九七年二月四日の衆議院予算委員会で、「デノミはぜひやるべきだと思うが、これは、デノミには経費がかかると思う。経費は新しい需要も生む。これは三兆円とか五兆円とか十兆円とかいろいろ意見があるが、しかし、経費はかかるがコストは一時的ですよ。国際化して円の経済圏ができるというような、あるいは円に対する信頼というものは永久に続く」と発言されている。

三 現在の足踏み、踊り場と称される経済情勢の中で適切な施策の一つと考えるか。

例えば、過去の発言であるが、渡辺喜美現金融担当相は、二〇〇〇年二月二十三日の衆議院大蔵委員会において、「デノミネーション、ゼロを二つ取るということは、私は、今の日本の沈滞した旧勘定を新勘定に移行するというシンボリックな意味合いもあって、損失処理がきちんと終わったころ、ゼロを二つとって、円の国際化をやっていくというのは非常にいいこと

だろうと思う」と発言されている。

また、福田赳夫総理大臣(当時)は、一九七七年十月十九日の参議院予算委員会において、「私は、早く日本の経済が、物価の面から見ましても景気の面から見ましても国際収支の面から見ましても雇用面の面から見ましても、まあまあ落ちついたというような状態を早く実現をしたい、こういうふうと考えておりますが、その際にはこのデノミネーションを行いたい、こういうふうと考えております。」と、デノミ実施に積極的な発言をしている。

さらに、一九七八年一月四日の、福田総理(当時)のデノミ発言の当日、大蔵省(当時)は、「デノミ実施の段取りについては、ほぼ準備が整っているといってもよい。いつデノミ宣言をしても対応できる」とのコメントを発表している。

それから既に三十年、現時点では、デノミネーションを実施し得る条件が整ったと考えているか。
整っていないならば、どの条件が欠けていると考えるか。

四 ヒトとモノの国際交流が進む中で、金額換算を容易にし、国際比較と相互理解を進めるのに役立つと考えるか。

五 長期的に見て、インク・印刷代などのコスト節約に役立つ効果があるかと考えるか。
右質問する。

内閣衆質一六九第二四号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出デノミネーション実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出デノミネーション実施に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆるデノミネーション(以下「デノミ」という)については、政府において、各国のデノミの実施状況等の情報収集は行っているが、御指摘の「新円切り替え」後現在までに、デノミの具体的な実施についての検討をしたことはない。

二及び三について

デノミの実施により、関連する一部の産業に需要が生じることは予想されるものの、コンピュータ・システムの変更等による費用負担の問題、国民各層の受け止め方の問題等があることから、その実施については幅広い観点から慎重に検討することが必要であると考えており、現時点において、デノミの具体的な実施については考えていない。

四について

現在の通貨単位に慣れ親しんだ世代が国民の多数を占める下で、デノミを実施することが、

金額換算を容易にし、国際比較と相互理解を進めるのに役立つと受け止められるかどうかを含め、慎重な検討が必要であると考えている。

五について
二及び三について述べたとおり、デノミの具体的な実施については検討していないが、デノミを実施する場合には、通貨の改刷及び改鋳のコストがかかるほか、民間においてもコンピュータ・システムや印刷物の変更等が必要となるとあり、現時点で、長期的に見てそれを上回るコスト削減効果が得られるとは考えていない。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一五号

年金記録相談等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

年金記録相談等に関する質問主意書

一 基礎年金番号に未統合の記録五〇〇万件のうち、現時点で、

- ① 持ち主の名前が明らかとなつていない記録は何件か。
- ② ①のうち、再裁定を受けて正しい年金額が支払われているのは何件か。
- ③ 基礎年金番号と統合済みの記録は何件か。
- ④ ③のうち、再裁定を受けて正しい年金額が支払われているのは何件か。

⑤ 統合された四一七万件のうち、すでに正しい年金が支給されているのは何件か。

⑥ 統合されたが、まだ正しい年金が支払われていないのは何件か。

⑦ 正しい年金が支払われているかどうか、わからないのは何件か。

⑧ まだ持ち主が特定されていない記録は何件か。

⑨ 今まで回復した年金記録のなかで、最高額、最高期間と平均額、平均期間を明らかにしたい。

⑩ 正しい年金額が支払われると確認できているのは何件か。

二 社会保険庁は三月十七日、ねんきん特別便を送付したものの「訂正なし」と回答してきた人への電話や訪問による照会を今年夏までに終了させる方針を明らかにした。対象は、氏名、住所、性別の一致する人がほかにおらず、かつ宙に浮いた記録と基礎年金番号の記録に期間の重複がない「入念照会」者の記録のことだが、

- ① 「入念照会」以外の記録については、どうするかの。
- ② 「入念照会」以外の記録についても電話や訪問による照会を行うべきと考えるが、電話や訪問による照会を行う場合は、いつから行うかの。
- ③ 未回答の方の記録については、どうするかの。

④ 未回答の方の記録についても電話や訪問による照会を行うべきと考えるが、電話や訪問による照会を行う場合は、いつから行うかの。

三 三月十八日付の全国紙に掲載された政府広報では、

「ねんきん特別便専用ダイヤルへすぐお電話ください。もれている可能性のある記録をお伝えして、記録を訂正いたします」とある。電話したら、すべての人に「もれている可能性のある記録」を伝えるのか。一部の人は伝えない場合、どういった記録であれば、その記録を伝えるのか。一部の人は伝えないのなら、虚偽広告ではないか。

四 社会保険事務所で年金記録の訂正を申し出てから、基礎年金番号に統合されて正しい年金がもらえるまでに、なぜ一年もかかるのか。

五 舛添厚生労働大臣は昨年十一月五日の参議院行政監視委員会で、年金記録問題の責任を問われて「ある女性が年齢のサバを読んだりして、違う、正確に申告していない」「わざとに偽名でやっている。これは出しようがない」と答弁している。

六 舛添厚生労働大臣は三月十四日の記者会見で「脱税のために架空の従業員をでっち上げた」と述べている。

- ① 「脱税のために架空の従業員をでっち上げた」事例はあるのか。
- ② ①の事例がある場合、そうした事例は何件把握しているか。
- ③ ①の事例がある場合、その事例の内容をお示しいただきたい。
- ④ 「いろいろな理由」による「架空のでっち上げ」とは、どのような理由によるものか。主な理由を多い順に三例お示しいただきたい。右質問する。

示しいただきたい。
④ 「わざとに偽名でやっている」事例はあるのか。
⑤ ④の事例がある場合、そうした事例は何件、把握しているのか。
⑥ ④の事例がある場合、その事例の内容をお示しいただきたい。
六 舛添厚生労働大臣は三月十四日の記者会見で「脱税のために架空の従業員をでっち上げた」と述べている。
① 「脱税のために架空の従業員をでっち上げた」事例はあるのか。
② ①の事例がある場合、そうした事例は何件把握しているか。
③ ①の事例がある場合、その事例の内容をお示しいただきたい。
④ 「いろいろな理由」による「架空のでっち上げ」とは、どのような理由によるものか。主な理由を多い順に三例お示しいただきたい。右質問する。

内閣衆質一六九第二一五号
平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 山井和則君提出年金記録相談等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出年金記録相談等

に関する質問に対する答弁書

一の①及び②について

お尋ねの「持ち主の名前が明らかとなつていない記録」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねの件数についてお答えすることは困難であるが、御指摘の約五十九万五千九百五十件の記録(以下「未統合の記録」という。)のうち、本年一月十日時点において氏名が収録されているものは、約五千八十九万件である。

一の③について

お尋ねの記録の数は、本年二月二十九日時点で約四百七十七万件である。

一の④から⑦まで並びに⑨及び⑩について

お尋ねについては、現時点では把握していない。

一の⑧について

お尋ねの「持ち主が特定されていない記録」の意味するところが必ずしも明らかではないが、未統合の記録のうち、氏名等が収録されているものの、その内容について今後説明を進めることが必要なものが、本年三月十四日時点で約二千九百万件あり、また、そもそも氏名等が収録されておらず、その調査を継続しているものが、本年一月十日時点で約六百万件ある。

二の①及び②について

御指摘の「入念照会」者以外の者に対し電話及

び個別訪問による照会を行うことについては、これまでに送付した「ねんきん特別便」に対する回答の状況、現在実施している電話や戸別訪問による入念的な確認状況の照会の状況等を踏まえ、必要に応じ検討を行うこととしている。

二の③及び④について

これまでに送付した「ねんきん特別便」に対して回答のない者については、本年四月下旬を目途に、記録の確認とその結果の回答をお願いするはがきの送付を開始することとしている。これに対する回答のない者については、さらに、本年六月下旬を目途に同様のはがきの送付を開始することとしている。なお、本年一月末までに「ねんきん特別便」を送付した者については、本年三月二十八日に「ねんきん特別便」の再送付を行っているが、その際に同様をお願いを行っているところである。

三について

社会保険庁としては、これまでに送付した「ねんきん特別便」を受け取った受給者又は被保険者のうち、「ねんきん特別便専用ダイヤル」により相談を行った者であつて本人確認ができたすべてのものに対して、当該相談に係る記録の加入期間及び国民年金又は厚生年金保険の種別の情報を提供しているところであり、さらに、国民年金の場合の市区町村名又は厚生年金保険の場合の会社名についても、相談におけるやり取りの中で、当該相談に係る記録が自分のもの

ではないと否定した者を除き、最終的に提供しているところである。したがつて、「虚偽広告ではないか」との御指摘は当たらないと考えらる。

四について

国民年金又は厚生年金保険の受給権者の年金の裁定を変更する処理(以下「裁定変更処理」という。)については、年金記録の訂正の申出を社会保険事務所受付けてから、社会保険事務所において当該申出に係る年金記録の調査を行い、年金記録が判明した場合に裁定変更処理の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいてこれを行っているところである。年金記録の訂正の申出を受け付けてから裁定変更処理の申出までに要している期間については、当該訂正の申出に係る記録の内容に応じて様々であるが、裁定変更処理の申出からその処理の完了までには現在六か月程度の期間を要している。また、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百一十一号)に基づく給付の支給が見込まれる場合には、その増額分の支給額を確定する処理について、更に三か月から四か月の期間を要しているところである。場合に

については、原則として、社会保険事務所からの進達から三か月以内の処理を目指すなど、処理期間の短縮に努めてまいりたい。

五及び六について

先の答弁書(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一九一号)一及び二について述べたとおり、今後説明を進めることが必要な記録に含まれる可能性のある例の一つとして、誤った氏名・生年月日による届出に係る記録及び架空の従業員に係る記録を挙げたものであり、これについて具体的な事例やその件数を把握しているものではない。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一六号

霞が関埋蔵金の有無に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

霞が関埋蔵金の有無に関する再質問主意書
政府は、特別会計の剰余金、積立金などから一部を取り崩し、国債の償還費用に充てている。二〇〇八年度予算では、財政融資資金特別会計から九・八兆円を取り崩す。

自民党の中川秀直元幹事長が「四〇兆五〇兆円の埋蔵金がある」と主張しており、その額は財政融資資金と外国為替資金両特別会計を合わせた剰余金にほぼ等しい。

一個々の特別会計の剰余金は、なぜ発生したか。

二 個々の特別会計において、必要な積立金等の額(残高)は、それぞれいくらか。

三 特別会計の「積立金等は、それぞれ、目的に沿って積み立てられた必要なもの」(答弁書第一四八号)とのことだが、それらの額はどのような算定基準で決められているのか。それらの積立金の額(残高)は、「必要なもの」とどのように判断したのか。

四 二〇〇八年度予算で、国債の償還費として取り崩すこととした財政融資資金特別会計からの九・八兆円は、どのような基準の下、算出された額か。

五 自民党の財政研究会及び税制調査会は埋蔵金の存在について否定的であり、また、答弁書第一四八号では「取り崩し可能な埋蔵金の定義は明らかではないこと等から、その有無や金額等についてお答えすることは困難」とのことであるが、自民党の中川元幹事長の「四〇兆五〇兆円の埋蔵金がある」との見解は、誤りか。右質問する。

内閣衆質一六九第二一六号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出霞が関埋蔵金の有無に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出霞が関埋蔵金の有無に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

平成十八年度末において積立金等を有する特別会計について、積立金等に積み立てられた剰余の発生事由、積立金等の必要性等の概要は次のとおりである。

厚生保険特別会計の平成十八年度末の積立金等約百三十一兆円及び国民年金特別会計の同年度末の積立金約十兆円については、保険給付費等を上回った保険料収入等を積み立てたものであり、平成十六年の年金制度改正において、積立金を取り崩して給付に充て、おおむね百年後の積立金の水準を給付費の一年分程度に抑制する等の措置を講じたことも踏まえ、将来の年金給付を行うための財源等に充てるために必要なものである。

外国為替資金特別会計の平成十八年度末の積立金約十六兆円については、外貨建て資産から生じる運用収入が政府短期証券に係る割引料の支出を上回っていること等により利益が発生しており、外国為替相場の変動等により同特別会計の保有する外貨建て資産に生じ得る評価損の金額を踏まえ、同特別会計の健全な運営を確保するために必要な金額を利益の一部から積み立てているものである。

財政融資資金特別会計の平成十八年度末の積

立金約十四兆円については、同特別会計において、近年、低金利が続く中、過去の高金利の長期貸付が残っており、平均の運用利回りが調達利回りより高いため利益が発生しているところ、今後の金利変動による損失の発生に備えるために利益を積み立てているものである。金利変動準備金の必要な水準については、金利変動リスクが減少していることを踏まえ、平成二十年度から資産の合計額の千分の百から千分の五十に引き下げたところである。

国債整理基金特別会計の平成十八年度末の資金残高約十三兆円については、一般会計から繰り入れられた国債費の一部等を積み立てたものであり、国債残高が累増している中で、将来の国債の償還に備えるために必要なものである。

労働保険特別会計の平成十八年度末の積立金等約十一兆円については、保険料収入を財源として積み立てたものであり、労災事故が発生した時点の事業主から労災年金給付に必要な費用を全額徴収するとの考え方も踏まえ、労災事故に伴う既裁定の労災年金受給者に対する将来の年金給付の財源等に充てるために必要なものである。

地震再保険特別会計の平成十八年度末の積立金約一兆円については、再保険料収入と再保険金支払額との収支差等を積み立てたものであり、一回の巨大地震が起こった場合、支払うべき再保険金は約四兆円と見込まれたことを踏まえ、将来の巨大地震の発生の際に生じる被保険

者に対する再保険の支払に備えるために必要なものである。

四について

平成二十年度予算で財政投融資特別会計の財政融資資金勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている九・八兆円については、財政融資資金勘定の繰越利益の額から平成二十年度の予定貸借対照表上の資産の合計額の千分の五十に相当する額を控除して算出している。

五について

御指摘の見解については、政治家個人としてのもものと承知しており、政府としてお答えする立場にない。

なお、特別会計の積立金等に対する政府の見解については、先の答弁書(平成二十年三月十四日内閣衆質一六九第一四八号)及び一から三までについて述べたとおりである。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一七号

政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問主意書

提出者 山井 和則

政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問主意書

政府広報第四号「あしたのニッポン―後期高齢者医療制度のお知らせ」(平成二十年三月)では、

「七十四歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができず」と記されている。

「七十四歳までの方と変わらず、必要な医療が受けられるとしているのはなぜか。その理由をお教えいただきたい。」

右質問する。

内閣衆質一六九第二一七号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問

に対する答弁書

平成二十年四月より、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)を改正した高齢者の医療の確保に関する法律により、七十五歳以上の高齢者等を被保険者とする後期高齢者医療制度が創設されるが、当該被保険者については、他と区別され、必要な医療が受けられなくなるのではないかと御懸念が寄せられたことから、厚生労働省としては、政府広報において、当該被保険者について、七十四歳までの方と変わらず必要な医療を受けることができる旨周知を図ったものである。

高齢者の医療の確保に関する法律は、その第一条の目的にあるように、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設けることとしており、厚生労働省としては、このような目的を踏まえた後期高齢者医療制度の構築に努めてきているところである。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一八号

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問主意書

「政府答弁書(内閣衆質一六九第一七〇号)を踏まえ、以下質問する。

一 現在外務省国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)として配属されている加賀美正人氏が長期にわたり休暇を取得していることについて、加賀美氏に替えて別の者をその職に充てているわけではないにせよ、あらかじめどの者が加賀美氏の業務を代行すべく指名され、現在加賀美氏の業務を代行しているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「国際情報統括官組織においては、室の長が休暇等により不在となる場合には、同組織の幹部職員等はその事務を代行等させている。」との答弁がなされているが、右

の答弁で言う「室の長」とは、国際情報統括官組織におけるどの役職を指すのか説明されたい。

二 国際情報統括官組織において、現在一で言う役職に就いている者の氏名を全て挙げられたい。

三 加賀美氏が行うべき事務を代行等している者は、二で挙げた者のうち誰か。

四 加賀美氏は長期休暇を終え、現在職務に復帰しているか。

内閣衆質一六九第二一八号
平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

国際情報統括官組織において、御指摘の職員が休暇等により不在の場合の対応についてのお尋ねであれば、先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九九号)一から三までについてでお答えしたとおり、所属部局の幹部

職員等はその事務を代行等させており、同職員に替えて特定の者をその職に充てているわけではない。同組織における各幹部職員の役割については、同組織がつかさどる事務の性質にかんがみ、具体的にお答えすることは差し控えた。

四について

先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九九号)一から三までについてでお答えしたとおり、御指摘の職員が休暇を取得する際には、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)に基づいて適正に休暇を取得しており、問題はないと考えている。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二一九号

一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六九第一七一号)を踏まえ、再度質問する。

一 一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流(以下、「ビザなし交流」という。)による北方四島訪問団(以下、「訪問団」という。)が、ビザなし交流五周年を記念して桜の植樹(以下、「植樹」という。)並びに「植樹」の為の苗木の持込み(以下、「苗木の持込」という。)を「訪問団」の公式日程(以下、「日程」という。)の中に組み込んでいたことについて、「前回答弁書」では「苗木の持込み及び植樹については、外務省としては、四島交流の枠組みで北方領土を訪問した御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかったと承知しており、また、先の答弁書(平成二十年三月十一日内閣衆質一九九第一三二号)の一から五までについて等々繰り返して述べているとおり、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。」との答弁がなされている。当方が保管している「日程」の写しには、同年同月二十六日の日程に「記念樹の贈呈」と書かれている箇所があり、「植樹」を行う場所も具体的に書かれている。同年同月二十五日付の北海道新聞二十七面にも、「根室市が託したチシマザクラの苗木五本を現地で植樹するなど、交流を深める。」との記述がなされているが、右の答弁は、外務省として「日程」の中に「植樹」が組み込まれ、そのために「苗木の持込」が計画されていたということすら事前に全く承知していなかったということか。「日程」に明記されてい

なかった云々ではなく、事前に承知していた、承知していなかったのどちらかの、明確な答弁を求める。

二 一九九六年五月二十四日には「訪問団」の出発式が行われ、「訪問団」に同行した加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)も当然右の出発式に参加したと承知するが、確認を求める。

三 二の出発式で「日程」の表が加賀美氏を含む「訪問団」のメンバーに配付され、「植樹」の説明がなされたことと承知するが、それでも外務省は「植樹」及び「苗木の持込」を事前に承知しておらず、北海道庁からの協議もなく、「植樹」の実施並びに「苗木の持込」は、北海道庁により外務省への事前の相談もなしに独断で決められたと言うのか。

四 加賀美氏が「ビザなし交流」の際に鈴木宗男衆議院議員から殴打(以下、「殴打」という。)を受けたと主張しており、また外務省としても「殴打」があったことは事実であると認識していることと承知するが、外務省が最初に「殴打」があったと判断したのはいつか、その具体的日に及び最終判断を決定した人物の官職氏名を明らかにされたい。「前回答弁書」では「御指摘の事実があった後に御指摘の者から外務省に報告があったと承知している。」と、質問の趣旨から外れた回答がなされているところ、再度質問する。

五 四の答弁で言う、「殴打」についての報告が加

賀美氏から外務省になされたのはいつか。また、右の報告は誰に対してなされたのか説明されたい。

六 外務省が「殴打」があったと判断した根拠に、当時加賀美氏から外務省に対して提出された「殴打」に関する報告書と診断書(以下、「報告書・診断書」という。)を挙げているが、現在も「報告書・診断書」は外務省において保管されているか。

七 六で、保管されているのならば、外務省のどの部局において「報告書・診断書」が保管されているのか明らかにされたい。

八 外務省は「前回答弁書」でも「報告書・診断書」のうち報告書について「当時の報告書には御指摘の事実の経緯が記されていたと承知しており、十分な客観性を有していると考えている。」と述べているが、外務省がそう認識する具体的な根拠を示されたい。

九 前回質問主意書で、一般に外務省職員が何ら自らの過失、瑕疵がない中で他人から殴打等の暴行を受けた時、外務省において当該職員をケアし、保護すべくどのような措置がとられるのか、また、外務省職員に対して右の暴行を働いた者に対して、外務省としてどのような対抗措置をとるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な事例に即して判断する必要がある。」と、仮定の質問にお答えすることは困難である。この答弁がなされているが、外務省職員が

自身に何の瑕疵、過失もない中で他人から暴行を受けた時に、外務省としてどのように職員を守り、また職員に暴行を働いた者に対してどのような対抗措置をとるのか、外務省の内規として何らかの取り決め、マニュアル等は作成されているか。

十 外務省は九の答弁にある様に、「個別具体的な事例に即して判断する必要がある。」旨答えているが、「殴打」という個別具体的な事例については、外務省として当時、加賀美氏と鈴木宗男衆議院議員に対してどのような対応をとったのか説明されたい。

十一 「報告書・診断書」では、「殴打」はどこであったと書かれているか。

十二 「報告書・診断書」において、「殴打」の当事者である加賀美氏と鈴木宗男衆議院議員の他に、「殴打」があったと主張している、または認識している人物について何らかの記述はなされているか。

十三 「報告書・診断書」以外に、外務省として「殴打」があったと客観的に証明できる事実を有しているか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

十四 当方は、「ビザなし交流」に「訪問団」の一員として参加し、「殴打」があったとされる現場に居合わせていた「訪問団」団長である辻中義一羅白町長、野村義次北海道議会議員、中津俊行根室支庁長、大濱芳嗣総務庁北方対策本部参事官

官報(号外)

補佐(いずれも当時)の四名に対して、「殴打」の事実があるかを明らかにすべく、二〇〇二年三月十三日と十四日の二日間、大室征男、関根靖弘両弁護士を通じて聞き取り調査を行い、それを記録した文書を作成しているが、調査の結果、右四名は鈴木宗男衆議院議員が加賀美氏を激しく叱責したことは認めているが、誰一人として「殴打」を目撃しておらず、また「殴打」がなされたという記憶はないとの証言をしている。当方はこの様に「殴打」がなかったことを証明すべく客観的な調査を行っているが、外務省はこの様な「殴打」があったことを証明するための客観的な調査をしているか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないが、同時に、「主に御指摘の者から提出された当時の報告書及び診断書から判断したものである。」と、「報告書・診断書」以外にも「殴打」があったと判断するに至った根拠があるとも受け止められる答弁がなされているところ、外務省として何らかの調査を行っているのならば、それについて詳細に説明されたい。

十五 「前回答弁書」では「その他のお尋ねについては、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。」との答弁がなされ、十一、十二、十三、十四と同様の問いに対して明確な答弁がなされていないが、右の答弁からは、外務省は「報告書・診断書」のみを「殴打」があったと

判断した根拠としており、「殴打」の当事者以外の人物の証言等、他に客観的に「殴打」の事実を裏付けるものは何ら有していないと理解して良いか。確認を求める。

十六 二〇〇六年一月一日に講談社から発行された「閣内閣の執行人」の百四十八頁から百四十九頁に、
「東京に戻ると、外務省の浦部和好欧亜局長がやってきてこういった。
『いやあ、先生。今回は相当酔っ払っていたようですね』
話を聞いてみると、外務省では私が酔っ払って加賀美氏を殴りつけたということになっているのだ。浦部局長の口ぶりから、今回の一件で外務省は私に「貸し」を作ろうとしていることがわかった。つまり、私が加賀美氏を殴ったことをもみ消してあげましょう、ということのようだった。

事実でないことをいい出されたのだからもちろん私は言下に否定し、本当のことを詳しく浦部局長に話した。浦部局長は呆気にとられた顔で部屋を出て行き、後日、謝罪に来た。
『申し訳ありませんでした。殴つてもいいないことを、殴つたなどといっています。』
との記述があることについて、本年二月二十九日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第九八号)では、「先の質問主意書(平成二十年一月三十日提出質問第四〇号)が提出されて

から武藤頭外務省欧州局ロシア課長が、電話にて御指摘の者に確認を行ったところ、御指摘の者から、御指摘のような事実は記憶にない旨の回答があった。」との答弁がなされているが、浦部氏が右記述にあるやり取りを当時鈴木宗男衆議院議員と交わしたかどうかを記憶していないという事は、浦部氏自身が右記述にある様な発言をしたことを明確に否定することもできないと理解して良いか。確認を求める。

十七 十六の記述について、浦部氏は記憶にないと言っているが、当方ははつきり記憶しており、十六で挙げた著書にも記している。このことから、「殴打」を巡る事実関係に関しては「殴打」があったとする外務省並びに加賀美氏の主張よりも、「殴打」の事実はないとする当方の主張の方が説得力があると思料するが、外務省の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六九第二一九号
平成二十年四月一日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書
一から三までについて
苗木の持込み及び植樹については、先の答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七一号)一から三までについて述べたとおり、外務省として確認できる範囲では、四島交流の枠組みで北方領土を訪問した御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていないと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。御指摘の者は御指摘の訪問団の出発式に出席していたと承知している。

四、八及び十一から十五までについて
先の答弁書(平成二十年三月二十一日内閣衆質一六九第一七一号)四、五、七、八及び十から十七までについて述べたとおり、外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、当時、主に御指摘の者から提出された当時の報告書及び診断書から判断したものである。当時の報告書には、御指摘の事実が御指摘の訪問団が使用した船舶内であったことを含め、御指摘の事実の経緯が記されていたと承知しており、十分な客観性を有していると考えている。その他

のお尋ねについては、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。
五から七までについて

当時の報告書は、平成八年五月二十七日付けで作成され、先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九八号)五について述べたとおり、外務省関係局課として欧亜局ロシア課(当時)、条約局法規課(当時)及び大臣官房総務課に、局長以上の幹部として大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び欧亜局長(当時)に配布されたと承知している。当時の報告書及び診断書は外務省欧亜局ロシア課において保管されている。

九について
お尋ねについては、個別具体的事例に即して判断する必要があり、仮定の質問にお答えすることは困難であり、また、御指摘のような文書は作成されていない。
十について

平成八年五月二十七日に外務省欧亜局長(当時)が御指摘の議員との間で本件について電話でやり取りしたと承知している。
十六及び十七について

先の答弁書(平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九八号)十二について述べているとおり、武藤顕外務省欧亜局ロシア課長が、電話にて御指摘の者に確認を行ったところであり、御指摘の者から、御指摘のような事実は記

憶がない旨の回答があったところ、外務省としては、お尋ねのような事実があったとは承知していない。

平成二十年三月二十四日提出
質問 第二二〇号

知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問主意書

一 二〇〇五年七月に世界自然遺産に登録された知床について、北方領土を含む千島列島ウルツプ島までその遺産区域の拡張を目指すNPO法人「日露平和公園協会」が北海道羅臼町で設立された、本年三月二十四日付の新聞は報道しているが、政府は右の事実を承知しているか。

二 一の新聞報道によると、「日露平和公園協会」は流水の南限に位置する北方領土及び千島列島の海域と知床を一体の生態系として保全する必要がある、また、北方領土で急速な開発を進めているロシアに対して環境保全を促すねらいも込めて遺産区域の拡張を目指しているとのことであるが、「日露平和公園協会」の右の活動趣旨、目的に対する政府の評価、見解を示された

三 知床と北方領土は同様の生態系に属しており、「日露平和公園協会」が目指している様に、同海域の環境保全を図ることは非常に有意義であると考え。政府としても、「日露平和公園協会」の活動を後押しし、不法占拠という形であっても、現在北方領土を有効支配しているロシア側とも協議を重ね、知床の遺産区域の北方領土までの拡張を目指し、日露が一緒になって申請することをロシア側に働きかけるべきであると考え、政府、特に外務省の見解を示されたい。

四 知床の遺産区域の北方領土までの拡張が実現した後、日露両国によって北方領土の環境保全を日露が共同で行い、日露相互の信頼関係を構築していくことは、我が国の利益に資する形で北方領土問題の解決に向けた一つの新たなアプローチ、手がかりになると思料するが、政府、特に外務省の見解を示されたい。

内閣衆質一六九第二二〇号
平成二十年四月一日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一について
政府として、御指摘の団体が設立されたことは承知している。
二から四までについて
政府としては、我が国固有の領土である北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及びその持続可能な利用に関する協力をロシア連邦との間で進めることは重要であると考えており、現在、ロシア連邦との間で、北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形でこの分野での協力を進めるべく調整しているところである。政府としては、このような形での協力を進めることについては、ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉の進展のための環境整備にも資するものであると考えている。

他方、北方四島がロシア連邦によって不法占拠されている現状において、我が国が、ロシア連邦と共同で北方四島を含む地域を世界遺産として推薦することは、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れず、適当ではないと考えている。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案

右
国会に提出する。

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康夫

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律

生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三百十号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)
第二条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を」を削る。

第十条第一項第六号を削り、同項第七号中「でん粉」を「並びにでん粉」に改め、「繭並びに生糸を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第二項を削る。

第十一条第一号中「前条第一項第五号イ」を

「前条第五号イ」に改め、同条第二号中「前条第一項第五号二」を「前条第五号二」に改める。

第十二条第一号中「第十条第一項第一号」を「第十条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第七号」を「同条第六号」に改め、同条第二号中「第十条第一項第三号」を「第十条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項第七号」を「同条第六号」に改め、同条第三号中「第十条第一項第五号イ」を「第十条第五号イ」に、「同項第七号」を「同条第六号」に改め、同条第四号中「第十条第一項第五号二」を「第十条第五号二」に、「同項第七号」を「同条第六号」に改め、同条第五号二に、「同項第七号」を「同条第六号」に改め、同条第五号を削る。

第十四条第一項中「第十条第一項第一号イ」を「第十条第一号イ」に改め、「並びに第六号」を削る。

第十七条中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一号ハ」に改め、「並びに第二項」を削る。

第十八条第一号中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一号ハ」に、「若しくは第四号又は第二項」を「又は第四号」に改める。
附則第六条第二項中「並びに第二項」を「第四号」に、「又は第二項」を「又は第四号」に、「若しくは第二項」を「若しくは第四号」に改める。
(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、前条の規定による改正前の独

立行政法人農畜産業振興機構法(以下「旧機構法」という。)第十二条第五号に掲げる業務に係る勘定(以下「生糸勘定」という。)の廃止の際、生糸勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 機構は、生糸勘定の廃止の際、生糸勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

第四条 機構は、附則第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法(以下「新機構法」という。)第十条に規定する業務のほか、旧機構法第十条第二項に規定する業務(この法律の施行前に同項の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。)を行うことができる。この場合において、旧機構法第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新機構法第十二条第三号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(第二十二条第二号において「廃止法」という。)附則第四条第一項に規定する業務」と、新機構法第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。

3 機構は、第一項の規定によりなおその効力を

有することとされた旧機構法第十七条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十八条の規定により返還を命じた補助金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の納付を受け、又は徴収をしたときは、当該納付を受け、又は徴収をした金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)
第七条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「第十条第一項第一号イ」を「第十条第一号イ」に改め、同条第二項中「機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)(第三条第一項」とを削り、「こと及び暫定措置法」を「こと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)」に、「第十条第一項第一号イ

を削り、「こと及び暫定措置法」を「こと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)」に、「第十条第一項第一号イ

及び口並びに第六号」を「第十条第一号イ及び口」に改める。

第二十條の三中「第十条第一項第二号」を「第十條第二号」に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)
第八條 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一号」に、「同項第二号及び第七号」を「同条第二号及び第六号」に改め、同条第二項中「第十條第一項第一号」を「第十條第一号」に、「同項第二号若しくは第七号」を「同条第二号若しくは第六号」に改める。

第十五條の二中「機構法第十條第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「特別措置法」という。))第三條第一項」とを削り、「(と)及び特別措置法を」と及び肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「特別措置法」という。))に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部

を次のように改正する。
第三百四十六條第三号中「第十條第一項第三号八」を「第十條第三号八」に改める。

理由
最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐ
る状況の変化にかんがみ、生糸の輸入に係る調整
等に関する法律を廃止する必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃
止する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、我が国の蚕糸業をめぐる状況の著し
い変化の中で、輸入生糸からの調整金の徴収
等を定めている「生糸の輸入に係る調整等に関
する法律」に基づく仕組みが有効に機能しなく
なつてきていることから、「独立行政法人整理
合理化計画」(平成十九年十二月二十四日閣議決
定)を踏まえ、同法を廃止するとともに、関係
法律について所要の改正を行おうとするもので
あり、その主な内容は次のとおりである。

1 生糸の輸入に係る調整等に関する法律の廃
止
生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃
止すること。

2 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改
正
生糸の輸入に係る調整等に関する法律の廃

止に伴い、同法に基づく生糸の輸入調整措置
の実施に必要な業務その他蚕糸関係業務の廃
止等を行うこと。

3 施行期日
この法律は、平成二十年四月一日から施行
するものとする。

二 議案の修正議決理由
本案は、輸入生糸からの調整金の徴収等を定
めている「生糸の輸入に係る調整等に関する法
律」に基づく仕組みが有効に機能しなくなつて
きていることから、「独立行政法人整理合理化
計画」を踏まえ、同法を廃止するとともに、関
係法律について所要の改正を行おうとするもの
で、その措置は妥当なものと認めるが、施行期
日を公布の日に改める必要があるため、本案は
別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次
第である。
右報告する。
平成二十年四月二日
農林水産委員長 宮腰 光寛
衆議院議長 河野 洋平殿
〔別紙〕
(小字及び一は修正)

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日
から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の
日から施行する。

特許法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十年二月一日
内閣総理大臣 福田 康夫

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。
第十七条の二第一項第四号中「の日から三十
日以内」と同時)に改め、同条第三項中「(図
面)」の下に、第三十四條の二第一項及び第三
十四條の三第一項において同じ)を加える。
第二十七條第一項第一号中「移転」の下に
「信託による変更」を加え、同項に次の一号を
加える。
四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、
保存、移転、変更、消滅又は処分制限
第三十三條に次の一項を加える。
4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各
共有者は、他の共有者の同意を得なければ、
その特許を受ける権利に基づいて取得すべき
特許権について、仮専用実施権を設定し、又
は他人に仮通常実施権を許諾することができ
ない。
第三十四條の次に次の四條を加える。
第三十四條の二 (仮専用実施権)
第三十四條の二 特許を受ける権利を有する者

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。
第十七条の二第一項第四号中「の日から三十
日以内」と同時)に改め、同条第三項中「(図
面)」の下に、第三十四條の二第一項及び第三
十四條の三第一項において同じ)を加える。
第二十七條第一項第一号中「移転」の下に
「信託による変更」を加え、同項に次の一号を
加える。
四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、
保存、移転、変更、消滅又は処分制限
第三十三條に次の一項を加える。
4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各
共有者は、他の共有者の同意を得なければ、
その特許を受ける権利に基づいて取得すべき
特許権について、仮専用実施権を設定し、又
は他人に仮通常実施権を許諾することができ
ない。
第三十四條の次に次の四條を加える。
第三十四條の二 (仮専用実施権)
第三十四條の二 特許を受ける権利を有する者

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。
第十七条の二第一項第四号中「の日から三十
日以内」と同時)に改め、同条第三項中「(図
面)」の下に、第三十四條の二第一項及び第三
十四條の三第一項において同じ)を加える。
第二十七條第一項第一号中「移転」の下に
「信託による変更」を加え、同項に次の一号を
加える。
四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、
保存、移転、変更、消滅又は処分制限
第三十三條に次の一項を加える。
4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各
共有者は、他の共有者の同意を得なければ、
その特許を受ける権利に基づいて取得すべき
特許権について、仮専用実施権を設定し、又
は他人に仮通常実施権を許諾することができ
ない。
第三十四條の次に次の四條を加える。
第三十四條の二 (仮専用実施権)
第三十四條の二 特許を受ける権利を有する者

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。
第十七条の二第一項第四号中「の日から三十
日以内」と同時)に改め、同条第三項中「(図
面)」の下に、第三十四條の二第一項及び第三
十四條の三第一項において同じ)を加える。
第二十七條第一項第一号中「移転」の下に
「信託による変更」を加え、同項に次の一号を
加える。
四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、
保存、移転、変更、消滅又は処分制限
第三十三條に次の一項を加える。
4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各
共有者は、他の共有者の同意を得なければ、
その特許を受ける権利に基づいて取得すべき
特許権について、仮専用実施権を設定し、又
は他人に仮通常実施権を許諾することができ
ない。
第三十四條の次に次の四條を加える。
第三十四條の二 (仮専用実施権)
第三十四條の二 特許を受ける権利を有する者

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。
第十七条の二第一項第四号中「の日から三十
日以内」と同時)に改め、同条第三項中「(図
面)」の下に、第三十四條の二第一項及び第三
十四條の三第一項において同じ)を加える。
第二十七條第一項第一号中「移転」の下に
「信託による変更」を加え、同項に次の一号を
加える。
四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、
保存、移転、変更、消滅又は処分制限
第三十三條に次の一項を加える。
4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各
共有者は、他の共有者の同意を得なければ、
その特許を受ける権利に基づいて取得すべき
特許権について、仮専用実施権を設定し、又
は他人に仮通常実施権を許諾することができ
ない。
第三十四條の次に次の四條を加える。
第三十四條の二 (仮専用実施権)
第三十四條の二 特許を受ける権利を有する者

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。
第十七条の二第一項第四号中「の日から三十
日以内」と同時)に改め、同条第三項中「(図
面)」の下に、第三十四條の二第一項及び第三
十四條の三第一項において同じ)を加える。
第二十七條第一項第一号中「移転」の下に
「信託による変更」を加え、同項に次の一号を
加える。
四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、
保存、移転、変更、消滅又は処分制限
第三十三條に次の一項を加える。
4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各
共有者は、他の共有者の同意を得なければ、
その特許を受ける権利に基づいて取得すべき
特許権について、仮専用実施権を設定し、又
は他人に仮通常実施権を許諾することができ
ない。
第三十四條の次に次の四條を加える。
第三十四條の二 (仮専用実施権)
第三十四條の二 特許を受ける権利を有する者

官 報 (号 外)

<p>は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。</p> <p>2 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。</p> <p>3 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。</p> <p>4 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。</p> <p>5 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>るときは、この限りでない。</p> <p>6 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。</p> <p>7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があつたときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。</p> <p>8 第三十三条第二項から第四項までの規定は、仮専用実施権に準用する。</p> <p>(仮通常実施権)</p> <p>第三十四条の三 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。</p> <p>2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾された</p>	<p>ものとみなす。</p> <p>3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。</p> <p>4 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる)。</p> <p>5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権につ</p>	<p>いて、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。)が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るものの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権(以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。)に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>7 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下</p>
--	---	---	---

されたとき又はその特許出願について拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

8 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 第三十三條第二項及び第三項の規定は、仮通常実施権に準用する。

(登録の効果)

第三十四條の四 仮専用実施権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は第三十四條の二第六項の規定によるものを除く。)又は処分制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

第三十四條の五 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

2 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十五條第二項中「のため」の下に「仮専用実施権若しくは」を加え、同条第三項中「職務発明」を「職務発明」に、「又は」を「若しくは」に改め、「設定したとき」の下に「又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四條の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたとき」を加える。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八條の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

第四十一條第一項に次のたし書を加える。

ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

第四十一條第二項中「第六十五條第五項」を「第六十五條第六項」に改める。

第四十三條第五項中「出願番号により特定して」を削り、「」により「の下に」に「パリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間」を加え、「経済産業省令で定める国においてした出願に基づき」を「場合として経済産業省令で定める場合において、」に、「当該出願の番号」を、「出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項」に改める。

第四十四條第一項第一号中「できる」の下に「時又は」を加え、同項第三号及び同条第六項中「三十日」を「三月」に改める。

第四十六條第二項たし書及び第三項中「三十日」を「三月」に改める。

第六十五條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許出願人は、その仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合については、第一項に規定する補償金の支払を請求することができない。

第九十八條第一項第一号中「除く。」の下に「信託による変更」を加える。

第七十七條第一項の表下欄中「二千六百元」を「二千三百元」に、「八千百元」を「七千五百元」に、「六百元」を「五百元」に、「二万四千三百元」を「二万四千四百元」に、「千九百元」を「千七百元」に、「八万二千二百元」を「六万六千六百元」に、「六千四百元」を「四千八百元」に改める。

第二百一十一條第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第六十二條中「その日から三十日以内」を「その請求と同時」に改める。

「その請求と同時」に改める。

第八十四條の十第二項中「から第五項まで」を「から第六項まで」に改める。

第八十四條の十二の次に次の一条を加える。

(特許原簿への登録の特例)

第八十四條の十二の二 日本語特許出願については第八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四條の四第一項及び第八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七條第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができない。

第八十四條の十五第一項中「第四十一條第四項及び」を「第四十一條第一項たし書及び」に改める。

第八十五條中「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改める。

第八十六條第一項中「書類の交付」の下に「(第三項において「証明等」という。)」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許庁長官は、第一項たし書に規定する

場合のほか、同項本文の請求に係る特許に關する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権につ

いては特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分につ

いての証明等は行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害關係を有する者が利害關係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(実用新案法の一部改正)
第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

第十条第一項ただし書中「三十日」を「三月」に改め、同条第二項中「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め、同項ただし書中「三十日」

を「三月」に改め、同条第六項及び第七項中「三十日」を「三月」に改め、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることが出来る。

第十一条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第三十五条」の下に「(仮専用実施権に係る部分を除く。)」を加える。

第四十八条の十第一項中「第八条第四項及び」を「第八条第一項ただし書及び第四項並びに」に改める。
第四十九条第一項第一号中「移転」の下に「信託による変更」を加える。

第五十五条第一項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとし

て政令で定めるものが」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」と読み替えるものとする。

(意匠法の一部改正)
第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「工業所有権に關する手続等の特例に關する法律(平成二年法律第三十号)の規定により当該謄本の送達とみなされるものを含む。」を削り、「三十日」を「三月」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることが出来る。

第十五条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「第三十五条」の下に「(仮専用実施権に係る部分を除く。)」を加える。

第十七条の二第三項、第十七条の三第一項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第五十条第一項中「この場合において」の下に「第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」とを加え、

「第五十九条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。
第六十一条第一項第一号中「移転」の下に「信託による変更」を加える。

(商標法の一部改正)
第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第三十三条」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改める。
第十六条の二第三項中「三十日」を「三月」に改める。

第四十条第一項中「六万六千元」を「三万七千六百元」に改め、同条第二項中「十五万円」を「四万八千五百円」に改める。

第四十一条の二第二項中「四万四千元」を「二万九千九百元」に改め、同条第二項中「十万円」を「二万八千三百円」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条第一項中「三十日」を「三月」に改める。
第五十五条の二第三項中「この場合において」の下に「第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」とを加え、「第六十三條第一項」を「第六十三條第一項」に改める。
第六十五条の七第一項中「六万六千元」を「三万七千六百元」に改め、同条第二項中「十三万円」を「四万八千八百円」に改める。
第六十八條の二十七第一項中「商標權の

設定」の下に、「信託による変更」を加え、同条第二項中「変更」の下に「(信託によるものを除く。)」を加える。

第六十八條の三十第一項第一号中「四千八百円」を「二千七百円」に、「一万五千元」を「八千六百円」に改め、同項第二号中「六万六千元」を「三万七千六百円」に改め、同条第五項中「十五万円」を「四万八千五百円」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第五條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「予納」を「予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第十二條第三項中「含む。」の下に「並びに特許法第八十六條第三項(実用新案法第五十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

「第三章 予納」を「第三章 予納による納付及び口座振替による納付」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

(口座振替による納付)
第十五條の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金

口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(次項及び次条において「口座振替による納付」という。)を希望する旨の申出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)があつた場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができ

る。
2 前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十六條中「前二條」を「前三條」に、「予納」を「予納又は口座振替による納付」に、「前条第一項」を「第十五條第一項」に改め、「本人が」との下に、「前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とを加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六條の規定 公布の日
- 二 第一條中特許法第七條第一項の改正規定、第四條中商標法第四十條第一項及び第二

項、第四十一條の二第一項及び第二項、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五條第二項及び第七條から第十三條までの規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一條中特許法第二十七條第一項第一号及び第九十八條第一項第一号の改正規定、第二條中実用新案法第四十九條第一項第一号の改正規定、第三條中意匠法第六十一條第一項第一号の改正規定並びに第四條中商標法第六十八條の二十七第一項及び第二項の改正規定
平成二十年九月三十日

四 第五條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律目次の改正規定、第三章の章名の改正規定、第十五條の次に一條を加える改正規定及び第十六條の改正規定
平成二十一年一月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第十七條の二第一項第四号、第二百一十一條第一項及び第六十二條の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

2 新特許法第四十三條第五項(実用新案法第十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3 新特許法第四十四條第一項第三号及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願であつて、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号。以下「平成十八年改正法」という。)の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた特許出願又は平成十八年改正法の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十六條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

5 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)について

は、新特許法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新特許法第八十六條第三項(第二條の規定による改正後の実用新案法(以下「実用新案法」という。))第五十五條第一項において読み替えて準用する場合及び第五條の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に登録された通常実施権については、適用しない。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三條 新実用新案法第十條第一項ただし書及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第十條第二項ただし書及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四條 第三條の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。))第十三條第一項ただし書

の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第十七條の二第三項、第十七條の三第一項及び第四十七條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠法第十七條の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」という。))の謄本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の謄本の送達があつた場合については、なお従前の例による。

3 新意匠法第四十六條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五條 第四條の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。))第十六條の二第三項、商標法第十七條の二第一項において準用する新意匠法第十七條の三第一項及び新商標法第四十五條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に商標法第十六條の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」とい

う。))の謄本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の謄本の送達があつた場合については、なお従前の例による。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は同日前に納付すべきであつた登録料(第四條の規定による改正前の商標法第四十一條の二第一項前段及び第二項前段の規定により当該登録料を分割して納付する場合を含む。))若しくは個別手数料については、新商標法第四十條第一項及び第二項、第四十一條の二第一項後段及び第二項後段、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新商標法第四十四條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する商標法第四十四條第一項の審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する同項の審判の請求については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、附則第一條第二号に掲げる規定

の施行後五年を経過した場合において、新特許法第七條第一項並びに新商標法第四十條第一項及び第二項、第四十一條の二第一項及び第二項、第六十五條の七第一項及び第二項並びに第六十八條の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第八條 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。))の一部を次のように改正する。

附則第三條第三項の表下欄中「千七百円」を「千五百円」に、「千円」を「千円」に、「五千四百円」を「四千八百円」に、「三千三百円」を「二千九百円」に、「一万六千二百円」を「一万四千三百円」に、「一万円」を「八千八百円」に、「五万四千円」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。

(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三條第三項の規定により読み替えて適用される第一條の規定による改正前の特許法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料(同日前に特許法第九條の規

定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正)

第十条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。)附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「七千五百円」に、「五千六百円」を「四千九百円」に、「一万三千五百円」を「一万九千九百円」に、「八千四百円」を「七千四百円」に、「二千七百円」を「二千三百八十八円」に、「一万六千八百円」を「一万四千八百円」に、「五万四千円」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。

(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替え

て適用される次条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法第一条の規定による改正前の特許法(以下「平成十五年旧特許法」という。)第七十一条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第九十一条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成十五年旧特許法の一部改正)

第十二条 平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十一条第一項の表下欄中「一万三千円」を「一万四千四百円」に、「千円」を「千円」に、「二万三百円」を「一万七千九百円」に、「千六百円」を「千四百円」に、「四万六千円」を「三万五千八百円」に、「三千二百円」を「二千八百円」に、「八万二千二百円」を「七万六千六百円」に、「六千四百円」を「五千六百円」に改める。

(平成十五年旧特許法の一部改正)

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十一条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第九十一条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第七十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号(中)又は通常実施権の設定又は保存の登録を(仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。)又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。)の設定又は保存の登録(仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。)に改める。

理由

知的財産権の戦略的な活用及び適正な保護を図るため、仮通常実施権制度等の創設、通常実施権に係る登録事項の開示の見直し、拒絶査定不服審判の請求期間の拡大、特許関係料金の引下げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、企業における戦略的な知的財産権の活用を促進する観点から、通常実施権等に係る登録制度の見直しを行うとともに、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を図る必要性があることから、拒絶査定不服審判請求期間の延長及び特許関係料金の引下げ等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特許の出願段階におけるライセンスを保護するための登録制度を創設するとともに、特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、一部の登録事項の開示を一定の利害関係人に限定すること。
- 2 拒絶査定不服審判等について審判請求可能な期間を現行の三十日から三月に拡大すること。
- 3 優先権書類の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類の発行国のみならず、そ

他の国や国際機関で電子化された優先権書類のデータの受入れについても可能とする。

4 中小企業等の利用者のニーズ及び特許特別会計における財務状況の中長期的な見通し等を踏まえ、特許料及び商標の設定登録料等を引き下げる。

5 特許料等の料金納付手続の簡素化を図るため、料金納付について、銀行口座からの振替えによる納付制度を導入すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、企業における戦略的知財財産権の活用を促進し、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を行う措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、平成二十年度特許特別会計予算の歳入は、約百六十三億円減少する見込みである。

平成二十年四月二日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

地域再生法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

地域再生法の一部を改正する法律

第一条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 財産の処分に係る承認の手続の特例(第二十二條)」を「第五節 再生支授利子補給金の支給(第二十二條)の処分の制限に係る承認の手続の特例(第二十二條)」に、「第二十三條―第三十二條」を「第二十三條―第三十三條」に、「第三十三條・第三十四條」を「第三十四條・第三十五條」に改める。

第四條第二項第三号中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第五條第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(第二十二條第一項において「地域再生支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関(同項において単に「金融機

関」という。)により行われるものに関する事項

第五條第九項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関し密接な関係を有する者

5 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第六條第一項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第

八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七條第一項中「第五條第六項」を「第五條第八項」に改め、同条第二項中「第九項」を「第十一項」に改める。

第八條第一項中「第五條第六項」を「第五條第八項」に改める。

第十條第一項中「第五條第六項各号」を「第五條第八項各号」に改め、同条第四項中「第五條第九項」を「第五條第十一項」に改める。

第十二條第一項中「この条において」を削り、同条中第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織しようとすることができる。

一 第五條第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で

定めるところにより、その旨を公表しなければならぬ。

8 第五項各号に掲げる者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることが出来る。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第六章中第三十二条を第三十三条とし、第二十五条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十四条第二号中「第五条第七項」を「第五条第九項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條中「第五条第三項第五号」を「第五条第三項第六号」に改め、第五章第五節中同条を第二十三条とする。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 地域再生支援利子補給金の支給

第二十二條 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る

協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして

内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という。)が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第三項

第五号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けに

ついて利子補給金(以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。)を支給する旨

の契約(以下この条において「利子補給契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域再生支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域再生支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならなければならない。

しなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域再生支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域再生支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域再生支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときはその計算した貸付残高)に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域再生支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二条 地域再生法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特定地域雇用等促進法人に
第四節 地域再生基盤強化交付金の
対する寄附等に係る課税の特例(第十九条・
交付等(第二十一条)
二十条)」を「第三節 地域再生基盤強化交付金

の交付等(第十九条)」に、「第五節」を「第四節」に、「第二十二條」を「第二十條」に、「第六節」を「第五節」に、「第二十三條」を「第二十一條」に、「第二十四條—第三十三條」を「第二十二條—第三十一條」に、「第三十四條・第三十五條」を「第三十二條・第三十三條」に改める。

第五條第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五條第三節を削る。

第二十一條第一項中「第五條第三項第四号」を「第五條第三項第三号」に改め、第五章第四節中同条を第十九條とする。

第五章第四節を同章第三節とする。

第二十二條第一項中「第五條第三項第五号」を「第五條第三項第四号」に改め、第五章第五節中同条を第二十條とする。

第五章第五節を同章第四節とする。

第二十三條中「第五條第三項第六号」を「第五條第三項第五号」に改め、第五章第六節中同条

を第二十一条とする。

第五章第六節を同章第五節とする。

第六章中第二十四条を第二十二條とし、第二十五条から第三十三條までを二條ずつ繰り上げる。

第七章中第三十四条を第三十二條とし、第三十五条を第三十三條とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。ただし、第二条、次条並びに附則第四条及び第七条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この条において「旧法」という。)第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合については、同号並びに旧法第十九条及び第二十条の規定は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「民法(明治二十九年法律第八十九

号)第三十四条の規定により設立された法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人」と、「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、旧法第十九条第一項中「公益法人」とあるのは「特例民法法人」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第五十五条、第六十五条、第八十四条及び第八十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法の規定」と、同条第二項中「と」とあるのは「とする」とする。ただし、当該指定の日から起算して二年を経過した日が平成二十五年十二月一日以降に到来する場合には、当該指定の有効期間は、当該指定の日から同年十一月三十日までとする」とする。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第三条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第三項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第四条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第三項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第四条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第三項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第四条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第三項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第四条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第三項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第四条 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号口中「同条第三項第五号及び第六号」を「同条第三項第四号及び第五号」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「及び同法」及び「並びに同法」を「同法」に改め、「配分計画に関すること」の下に「並びに同法第二十二條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること」を加える。

第七条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

第四条第三項第三号の三中「第二十一條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十條第一項」に改める。

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行うおととする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行うおととする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行うおととする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給について定める等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地域再生(地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生をいう。以下同じ。)を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)に記載することができ、地域再生計画の目標を達成するために

行う事業に関する事項として、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(以下「地域再生支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関(以下単に「金融機関」という。)により行われるものに関する事項を追加すること。

2 地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して、地域再生計画の作成について提案を行うことができるものとする。

3 地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織することを要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるものとする。

4 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次のとおり地域再生支援利子補給金の支給について追加すること。

(一) 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣府令で指定するもの(以下「指定金融機関」という。)が、当該認

定地域再生計画に記載されている1の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下「地域再生支援利子補給金」という。)を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができることとする。

(二) 地域再生支援利子補給金の支給に係る限度額、支給額及び年限並びに(一)の指定に関する手続きその他所要の規定を整備すること。

5 特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例についての規定を削除すること。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成二十年四月一日又は公布の日いずれか遅い日から施行すること。ただし、5に掲げる事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日から施行すること。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(三) その他所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じるもので

あり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算に、二千百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十年四月二日

内閣委員長 中野 清

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

地域再生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、認定地方公共団体から指定された特定地域雇用会社に対する寄附金に損金算入の特例を与えている、いわゆる直接型の再チャレンジ支援寄附金税制については、導入後の適用件数の実情を踏まえ、継続の是非について検討するべきである。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「酒税法の特例」を付し、同条第一項中「併せ」を削り、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三十九条に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したものに限り。以下この条において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限り。以下この条及び別表第十八号において「濁酒」という。))」を「次の各号に掲げる酒類」に、「濁酒」を「酒類」に、「別表第十八号に掲げる」を「同表第十八号に掲げる」に、「濁酒を」を「次の各号に掲げる酒類(同表第十八号において「特定酒類」という。))」を「同表第三十九条に規定するその他の醸造酒を」当該各号に定める酒類」に、「同法」を「(酒税法(昭和二十八年法律第六号))に改め、「いう。以下この条の下に「及び次条」を加え、「には、同法」を「は、酒税法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 酒税法第三十三条第二号(二を除く。)に規定する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。))以外の果実を原料としたものを除く。同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三十九条に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したものを又はこれに準ず

官 報 (号 外)

るものとして財務省令で定めるものに限る。
以下この号において同じ。)、米こうじ及び水
又は米、水及び麦その他の財務省令で定める
物品を原料として発酵させたもので、こさな
いものに限る。)、同条第十九号に規定するそ
の他の醸造酒の製造免許

第二十八号第二項中「酒税法第三条第十九号に
規定するその他の醸造酒を」同項各号に定める酒
類に、「同法を」酒税法に改め、「あるのは」の
下に「前項第一号に定める酒類の製造免許にあつ

ては製造する酒類の範囲につき構造改革特別区
域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八号
第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項

第二号に定める酒類の製造免許にあつては」を
加え、「第二十八号第一項に規定する濁酒を」第
二十八号第一項第二号に掲げる酒類に改め、同条

第三項中「又は同項を」、同項の規定の適用を受
けて同項各号に定める酒類に改め、「なくなつた
場合の下に」又は同項の規定の適用を受けて同項

第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項
の規定に違反した場合」を加え、「同項を」、第
一項各号に定める酒類に改め、同項を同条第四

項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定
める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号

に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた
者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己

の営業場において飲用に供する場合その他これ
に準ずる場合として財務省令で定める場合を除
き、販売してはならない。
第二十八号に次の一項を加える。

5 酒税法第七条第三項第三号(果実酒の製造免
許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、第
一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める
酒類の製造免許を受けた者については、適用し
ない。
第二十八号の次に次の一条を加える。

第二十八号の二 地方公共団体が、その設定する
構造改革特別区域内において生産される当該地
域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を
通じて地域の活性化を図ることが必要であると
認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定
を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構
造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造
場において次の各号に掲げる酒類(別表第十八
号の二において「特産酒類」という。)を製造しよ
うとする者(内閣総理大臣の認定を受けた当該
構造改革特別区域計画(第六条第一項の規定に
よる変更の認定があつたときは、その変更後の
もの)に定められた同表第十八号の二に掲げる
特定事業の実施主体である者に限る。以下この
条において「認定計画特定事業者」という。)が、
当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場
合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第

四号の規定の適用については、同項第七号中
「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」
と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるの
は「二キロリットル」とする。

一 酒税法第十三条第十三号(二を除く。)に規定
する果実酒(当該地方公共団体の長が当該地
域の特産物として指定した果実(当該構造改
革特別区域内において生産されたものに限
る。))以外の果実を原料としたものを除く。)

二 酒税法第三条第二十一号に規定するリ
キュール(酒類(他の製造場において製造され
たものに限る。))及び農産物(当該地方公共団
体の長が当該地域の特産物として指定したも
ので、当該構造改革特別区域内において生産
されたものに限る。))又はこれらと他の物品
(酒類及び農産物を除く。)を原料としたもの
に限る。)) 同号に規定するリキュールの製造
免許

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税
務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与
える場合においては、酒税法第十一条第一項中
「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するた
め必要がある」と認められるときは、製造する酒

類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲
若しくはその販売方法につき」とあるのは、前
項第一号に定める酒類の製造免許にあつては
「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域
法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八号の
二第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、
同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては
「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域
法(平成十四年法律第百八十九号)第二十八号の
二第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とす
る。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取
り消された場合又は同項の規定の適用を受けて
同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が
認定計画特定事業者でなくなつた場合には、税
務署長は、同項各号に定める酒類の製造免許を
取り消すことができる。

4 酒税法第七条第三項第三号(果実酒の製造免
許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、第
一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める
酒類の製造免許を受けた者については、適用し
ない。
別表第十八号中「濁酒を」特定酒類に改め、同
号の次に次のように加える。

十八の二 特産酒類の製造事業

二十八条の二

二十八条の二

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧法」という。)第二十八条第二項の規定により読み替えられた酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第二十八条第一項に規定する濁酒に限る旨の条件は、この法律による改正後の構造改革特別区域法(以下「新法」という。)第二十八条第二項の規定により読み替えられた酒税法第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を新法第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

理由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、経済社会の構造改革を推進すると

平成二十年四月三日 衆議院会議録第十六号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

もに地域の活性化を図るため、特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を定める等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加その他所要の規定の整備を行うこと。

(一) 特定農業者による特定酒類の製造事業に係る酒税法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないことその他所要の規定を整備すること。

(二) 特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる。

2 施行期日等

(一) この法律は、平成二十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二十年四月二日

内閣委員長 中野 清

衆議院議長 河野 洋平殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

右
国会に提出する。

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康夫

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成二十年一月二十五日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、
共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協

官報(号外)

力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、二千六年一月二十三日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、
両国を取り巻く諸情勢に留意し、
合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第一条

日本国は、二千八年から二千十年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
 - (b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む)、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員への割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給
 - (c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出動手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当
- 日本国は、二千八年から二千十年までの日本国

第二条

の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会(以下「合同委員会」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第三条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二十一年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月二十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
高村正彦

アメリカ合衆国のために
J・トーマス・シーファー

第四条

第五条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するために、アメリカ合衆国政府と協議しつつ、検討を行ってきた。その結果、最終的合意に達したので、平成二十年一月二十五日東京において、本協定の署名が行われた。

本協定の主な内容は次のとおりである。

1 我が国は、二千八年から二千十年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。

2 我が国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部

又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。

3 アメリカ合衆国は、前記1及び2の経費の節約に一層努めること。

4 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。

5 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること。

なお、本協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、二十一年三月三十一日まで効力を有することになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定の締結することは、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、平成二十年度

一般会計予算防衛省所管に、約千四百三十八億円が計上されている。
右報告する。

平成二十年四月二日

外務委員長 平沢 勝栄

衆議院議長 河野 洋平殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
四番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
二二〇円
三〇〇円